

変わる滋賀 続く幸せ
Evolving SHIGA



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



滋賀県は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

令和5年度に向けた

政策提案・要望書
(案)



1 列目左:手原駅の開業、中:旧県庁舎、右:万博
2 列目左:琵琶湖第一疎水工事、中:記念ロゴマーク・キャッチフレーズ、右:県名改称の達
3 列目左:ひわこ国体、中:皇太子ニコライの肖像写真、右:近江大橋開通

令和4年10月
滋賀県

彦根城の世界遺産登録実現に向けた 取組への支援

4 質の高い教育を
みんなに



- ▶ 令和7年の彦根城の世界遺産登録の実現に向けて、滋賀県では彦根市とともに、必要な作業を進めており、国としてのこれまで以上の支援をお願いしたい。
- ▶ 今後、必要となるユネスコへの推薦書の提出・対応や、イコモス調査の対応などに際して、県との連携を強化し、国としての確実な推進をお願いしたい。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 令和7年の登録実現に向けて、彦根城の保存管理をより確実なものとし、推薦書の作成が加速できるよう、これまで以上のご支援をお願いします。
- 今後、推薦書暫定版および推薦書のユネスコへの提出、イコモスの審査への対応、ユネスコ世界遺産委員会での対応など、国と県の連携を一層強化し、国としても彦根城の世界遺産登録を着実に推進していただきたい。

2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過した。
- 滋賀県と彦根市は、令和6年の登録実現を目標に、体制を整え、必要な作業を進めていたが、その前提となる令和4年の国内推薦について、国が「佐渡島の金山」を改めて推薦することを決定したことから、彦根城の登録実現は、少なくとも1年は遅れることになった。
- 令和7年の登録を実現するためには、より完成度の高い推薦書を完成させ、しかるべき時期にユネスコに提出する必要がある。この作業を円滑に進めるためにも、より一層の国の支援が必要になる。
- ユネスコへの推薦書暫定版および推薦書の提出以降は、イコモスの現地調査や審査、ユネスコ世界遺産委員会の対応など、国と県が密接に連携して対応すべき事案が増加することから、国としても登録に向けた取組を更に強化していただきたい。



(本県の取組状況)

(1) 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年の日本の世界遺産条約批准と同時に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、国によって世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書および覚書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認し、両者連名で、彦根城世界遺産登録 推薦書（素案）を文化庁に提出した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、彦根城の顕著な普遍的価値が世界的にも認められることを確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、機運醸成のための啓発・広報活動等を行う「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年7月28日に、国として令和4年度は「佐渡島の金山」を改めて推薦することが明らかにされ、令和6年度を目標としていた彦根城の世界遺産登録の実現は、少なくとも1年は遅れることとなった。
- 滋賀県と彦根市は、引き続き早期の登録実現を目指し、学術会議や国際会議、シンポジウムなどを積極的に開催し、さらなる価値の探求や、県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化など、一層の取組を進める。



(2) 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成し維持した江戸時代における統治の在り方を示す地域政治拠点であり、その地方統治の特徴を証明する、遺跡（城郭）の典型・代表例として世界的な価値がある。

(3) 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和5年度 国内推薦の決定 推薦書をユネスコに提出
- 令和6年度 イコモスの現地視察
- 令和7年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682



幼児教育・保育の充実

- ▶ 保育士等にとって働きやすい職場環境を一層充実させる一方で、人口減少地域においては、保育の提供を維持するとともに、多様な保育・子育てニーズを受け止めるための環境整備が必要である。

【提案・要望先】 内閣府、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士の負担軽減と質の向上に向けた保育士配置基準の見直し
- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるための、更なる処遇改善の実施
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

(2) 人口減少地域における保育所等への支援

- 利用児童が減少している施設の運営に支障が生じない公定価格等の設定
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援や、保育士による巡回支援事業など、地域のニーズに応じた施設や人材の有効活用に向けた支援
- 保育施設の多機能化を図るための公立園も含めた整備費用等への支援

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 「給与に不満」、「身体的な負担が大きい」などが保育士離職の主な要因 (R2.2 県調査)
- 誤食などのヒヤリ・ハット事案を把握しており、子どもたちにより目が行き届くよう、配置基準の見直しの早期実現が必要 ▶ 0.3 兆円超の財源確保
- 職務内容に比して適正な水準まで更なる処遇改善が必要
- 市町や保育関係団体から調理員配置への支援を求める声を多くお聴きしており、運営努力により公定価格の基準を超えた配置を行っている施設への支援が必要

(2) 人口減少地域における保育所等への支援

- 県内市町や保育関係団体から、将来の施設運営を不安視する声を聴いている
- 県内の保育所等のうち、約 66.7%の施設が定員割れの状況
- 未就園児のいる家庭の孤立化が懸念される中、多様なニーズを抱えた家庭への支援が求められている

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）
全産業 35.2万円 > 保育士 30.3万円（差額 4.9万円）
（出典：全世代型社会保障構築会議（第1回）公的価格評価検討委員会（第1回）合同会議資料4）
- 日々、新型コロナウイルス感染の不安を抱えながらも勤務を継続
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本単価の基準による体制では対応が困難

[1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）]

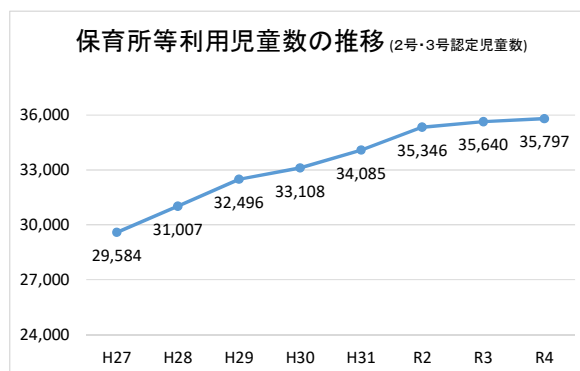
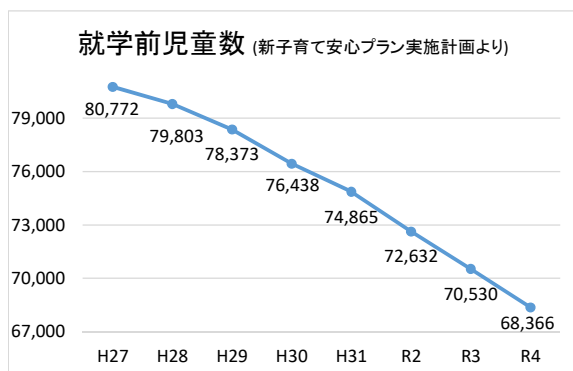
[食物アレルギー児童数]

施設類型	利用定員			R3. 4. 1在籍児童数		
	40人以下 (1人配置)	41～150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)	食物アレル ギー児童数	アレルギー 児童の割合	
私立保育所	1.6人	2.9人	4.5人	13,213	720	5.4%
私立認定こども園	2.0人	3.2人	4.9人	9,824	609	6.2%

(滋賀県調べ)

(2) 人口減少地域における保育所等への支援

- 本県において、就学前児童数が減少傾向にある。
- 保育所等の利用児童数は増えているものの、増加数が小さくなってきている。



- 県内市町から、人口減少地域における公立の保育施設を多機能化するための改修費支援についての要望が寄せられている。
- 本県の待機児童対策協議会において、県内市町とともに、今後の保育ニーズの見込みや、その及ぼす影響について把握を行うとともに、保育施設の今後の在り方について検討を行うこととしている。

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
TEL077-528-3557



夢と生きる力を育む教育環境の整備

- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるためには、教員がきめ細かく子どもに関わることができる教育環境を整えることが不可欠。一層の定数の改善や加配の充実を図られたい。
- 教員が持てる力を最大限に発揮し、教育効果を高めるためには、教職員が笑顔で働くことのできる職場環境づくりが必要。学校における働き方改革推進のための多様な人材の参画拡充を図られたい。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

○ 少人数教育のさらなる推進

- ・少人数学級編制拡充のための定数改善（中学校および高等学校における35人学級編制の実現、小学校における35人未満学級編制の検討等）
- ・少人数習熟度別指導等の充実のための指導方法工夫改善定数の現行数維持

○ 専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置

- ・小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の基礎定数化

○ 複雑化・困難化する教育課題に専任する教員配置の拡充

- ・いじめや不登校、暴力行為の解消を目指し、指導体制を強化する専任教員の拡充
- ・教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
- ・共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善

(2) 教職員が笑顔で働くことのできる職場環境づくり

（教育効果を高める働き方改革推進）

○ 多様な人材の参画による学校の教育力の向上

- ・働き方改革推進のための各種支援スタッフ（教員業務支援員、部活動指導員、情報通信技術支援員等）の拡充
- ・校務運営の充実に向けた共同事務推進のための事務職員加配の拡充
- ・学校図書館機能充実のための学校司書の定数化

○ 安心して休める職場環境実現のための代替教員の確保

- ・1学期中からの産前休暇について年度当初から代替教員の配置が可能となる仕組み（先読み加配）の創設

2. 提案・要望の理由

(1) について

小学校高学年の教科担任制の充実を図るため、専科教員を基礎定数化することにより、中学校同様の指導体制を構築していくことが重要。また、本県のいじめや不登校、暴力行為の現状と課題、子どもたちの健康課題等を踏まえ、専任教員や養護教諭、栄養教諭の配置の充実を図る必要がある。

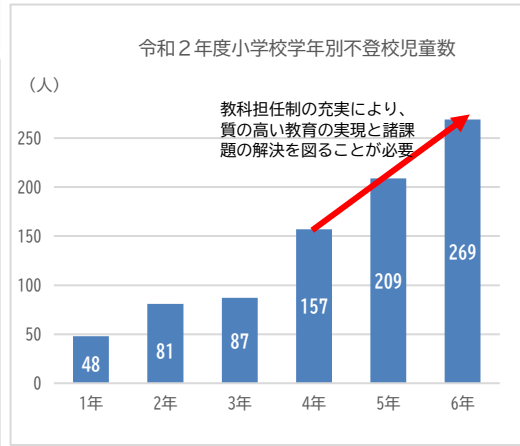
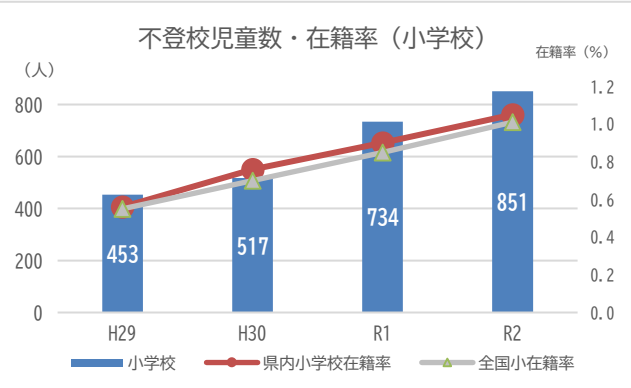
(2) について

教職員が笑顔で働き、教育効果を高めていけるよう、学校における働き方改革を一層推進していくことが必要。そのため、教育業務支援員等の多様な人材の参画や、事務職員、学校司書等の専門職員の拡充を図る必要がある。また、慢性的な臨時講師不足を解消し、誰もが安心して休める環境づくりが急務。特に、年度途中からの産前休暇に対しては、代替教員の確保が困難であることから、1学期中の産前休暇については、年度当初から代替教員の配置が可能となる仕組み（先読み加配）の創設が求められる。

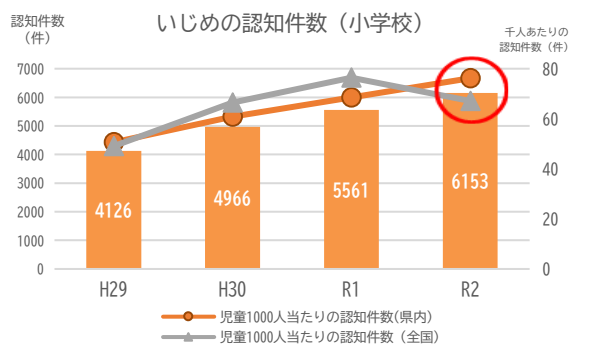
(本県の取組状況と課題)

本県は、いじめや不登校、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別学習指導等に取り組んでおり、一定の教育効果を挙げている。しかし、依然として教育課題が多く、特に、いじめなど問題行動の低年齢化が深刻な状況となっている。このため、生徒指導等に対応する専任教員等の配置を拡充するとともに、小学校高学年における教科担任制をより一層充実させる体制づくりにより、多くの教員で子どもたちを多角的に見取り、組織的に問題の未然防止や早期発見・早期対応を図っていくことが必要である。

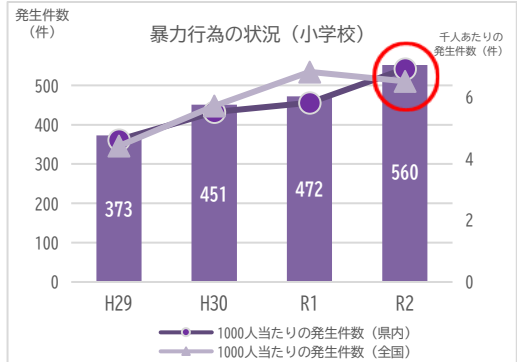
不登校・いじめ・暴力行為等への継続的な対応が必要



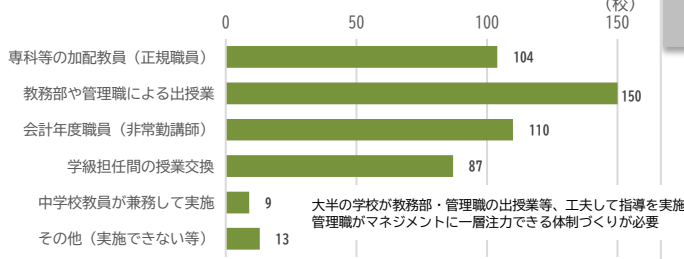
小学校における不登校児童が増加
小学校は、学年が上がるにつれて増加の傾向



小学校におけるいじめ認知件数、暴力行為発生件数は、令和2年度増加、全国値を上回る結果となった

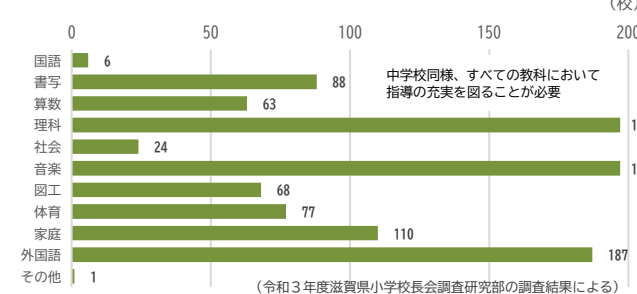


どの教員が教科担任制を担っているか（複数回答可）



※県内小学校校長 220 名に調査（令和3年度滋賀県小学校長会調査研究部の調査結果による）

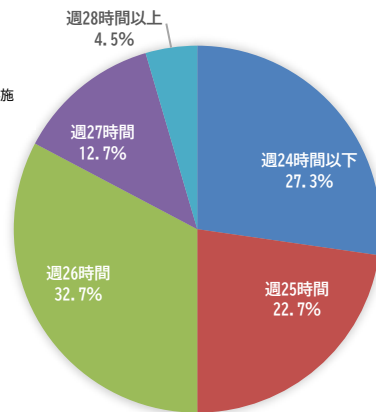
教科担任制を導入したい教科（複数回答可）



（令和3年度滋賀県小学校長会調査研究部の調査結果による）

小学校における教科担任制の一層の推進のため専科教員の基礎定数化が必要

第6学年担任の週当たり持ち時数



（令和3年度滋賀県小学校長会調査研究部の調査結果による）

教科担任制充実のためには、中学校と同様の持ち時数とするなどの指導体制が必要
※県内中学校（十三学級）における担任一人あたりの持ち時数は、週十九時間程度

担当：教育委員会事務局教職員課

TEL 077-528-4536



障害者の地域生活支援等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が自ら望む生活を送ることができる社会の実現は重要。そのために障害者の地域生活への支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため補正予算の編成も含めた一定規模の予算の確保

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 障害者支援施設から地域生活へ移行する際の重度障害者等の地域生活の体験や施設における緊急時対応等の取組に対する報酬の充実

(3) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を計画的かつ確実に実施するための必要な財源の確保
- 障害者の社会参加に不可欠な「移動支援事業」や保護者からのニーズが高い「日中一時支援」の個別給付化の検討

(4) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業が続けられるための事業の継続

2. 提案・要望の理由

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が重要。
- また、施設入所者の地域移行を促進するためには、グループホーム等で強度行動障害者や医療的ケアの必要な方の受け入れにかかる報酬の充実が必要。
- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっており安定的、継続的な事業実施のためには、十分な財源の確保が必要。
- 特に、移動支援事業は障害者の社会参加に不可欠なサービスであり、市町の地域生活支援事業において最もニーズが高いため、安定した財源確保が必要。
- 平成30年度から糸賀一雄記念財団が受託し、全国で研修やフォーラムを開催してきた「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」について、共生社会の理念等を浸透させる取組は道半ばであることから、令和5年度以降も事業の継続が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○ 社会福祉施設整備費国庫補助金については、近年、高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和4年度予算額も、令和3年度と同額であり、「滋賀県障害福祉プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移（単位：百万円）

年度等	H31 当初	R1 補正	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初
国予算額	19,500	8,300	17,400	8,200	4,800	8,000	4,810
県予算額	350	359	606	384	642	149	638
国庫内示率	100.0%	34.7%	100.0%	100.0%	14.4%	100.0%	22.1%
採択数/協議数	1/1	7/13	11/11	6/6	1/7	3/3	1/9

約 1 / 4

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

○ 長期間入所している重度障害者の地域移行を進めるためには、新たな環境への適応に向けて移行支援期間を十分に設けるとともに、地域生活に適応できなかった際の生活の場の保障として、障害者支援施設に一定期間空床を確保する必要があり、令和3年度から国の基準を上回る部分を補助するモデル事業を実施。

(3) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績（県事業・市町事業計）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国庫所要額	1,050,730	1,122,004	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,286,105
国庫受入額	647,593	725,780	745,504	753,942	768,709	798,851
充足率	61.6%	64.7%	64.3%	62.6%	61.9%	62.1%

○ 移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の 18% (R2 実績) と最も高い割合を占める事業の一つであり、個別給付化を求める声が市町からあがっている。

(4) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○ 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R3 年度にかけて全国 19 か所で開催)

○ 「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、障害福祉事業従事者、事業経営者などが共生社会の理念等を改めて学び、それを実践につなげることがねらい。

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係
社会活動係

TEL 077-528-3542



人材確保のための介護報酬の見直し

- 今後の超高齢化社会を支える介護従事者の確保を図るため、人件費の地域差の反映のあり方と介護支援専門員の処遇改善に向けた見直しを行われたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護保険創設以来、公務員の地域手当の設定に準拠している人件費の地域差のあり方についての抜本的な見直し
- 次期介護報酬改定にあたっては、地域区分が1級地でも異なる地域と一つでも隣接していれば特例適用の対象とする見直し

(2) 介護支援専門員の安定的な確保に向けた処遇改善

- 居宅介護支援の基本報酬の引き上げや処遇改善加算の創設など、介護支援専門員の業務負担に応じた評価と従事者の処遇改善に向けた制度改正の検討

2. 提案・要望の理由

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごとの単価（10円～11.4円）を介護サービスごとの単位数に乗じて算定。
- 令和3年度改定において、市町が再度地域区分の選択を行えたことや、同一都道府県内における隣接地域の状況により特例の適用を判断することが可能となった点については前進。しかし、新しい複数隣接ルールは4級地もの差がなければ適用されず、これにより適用を受けられなくなった市町が複数存在。
- 介護支援専門員については、多職種連携によるケアマネジメントの実践がこれまで以上に期待される中で、より高い専門性が求められており、介護保険以外のサービス等の調整、介護離職防止のための相談支援、災害時の被災者支援等、地域を支える担い手として、その役割が年々増加。資格を取得し、法定研修を受講しながら、多様化する業務を担う職責に見合った評価と処遇が必要。
- 居宅介護支援事業所の経営基盤は非常に弱く、経営努力による従事者の処遇改善は困難であることから、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域の実情に応じた地域区分の見直し

令和3年度

5級地（10%）：大津市、草津市、栗東市

6級地（6%）：彦根市、守山市、甲賀市

7級地（3%）：長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町

級地なし（0%）：近江八幡市、米原市、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

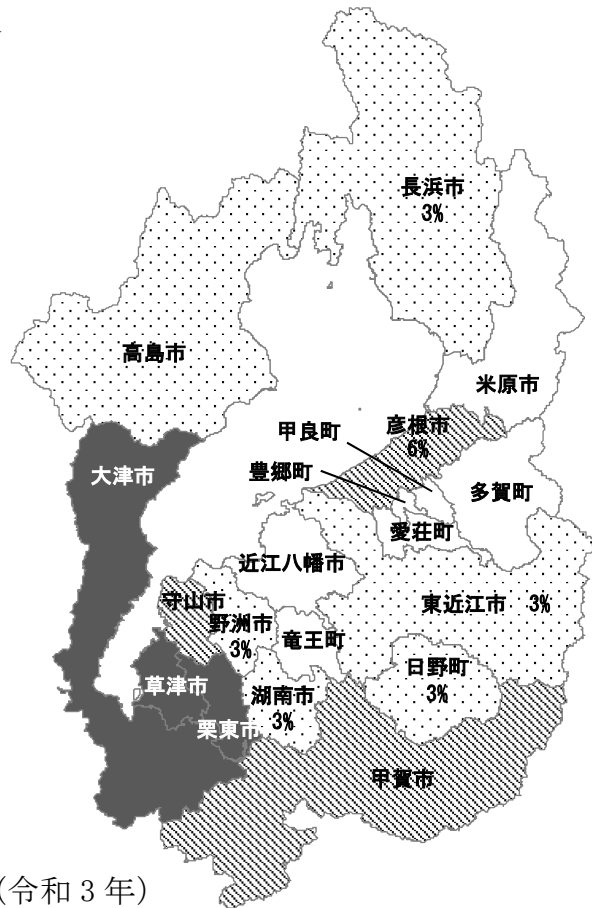
○ 令和3年度介護報酬改定において、地域区分の設定については次の2つの場合に、隣接地域の地域区分のうち最も低い区分までの範囲で見直しが可能とされた。

①完全囲まれルール：当該地域より地域区分が高い地域に全て囲まれている場合

②複数隣接ルール：公務員の地域手当の設定がない（0%）の地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

○ 「複数隣接ルール」について「4級地以上の差」との条件のため、近江八幡市、竜王町、米原市、多賀町は地域区分が高い地域と複数隣接しているものの、級地差が4級地に満たないことから、複数隣接ルールが適用されず、地域バランスを考慮した地域区分の引き上げが行えなかった。

○ 県内の市町や事業者からは、隣接地域とのバランス、公平性確保の観点から、地域区分の見直しや、地域間格差が生じないよう広域的に介護報酬単価を統一する等の中長期的な抜本的是正を求める要望がある。



(2) 介護支援専門員の状況

○ 本県の介護支援専門員の平均賃金等（令和3年）

	平均月額賃金	平均年齢	平均勤続年数
介護支援専門員	330.4 千円	46.1 歳	10.7 年
全産業	400.3 千円	42.6 歳	12.1 年

〔出典〕賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

※一般労働者（6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上）について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

担当：健康医療福祉部医療福祉推進企画係／介護・福祉人材確保係
TEL 077-528-3520／077-528-3597

コロナ禍および物価高騰等に係る

医療機関等・生活困窮者への支援

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



- 物価の高騰等により医療機関・社会福祉施設等の運営に影響が生じないように、財政措置による支援をお願いしたい。
- 生活福祉資金の特例貸付について、生活困窮者の生活再建につながるよう制度の見直しを図るとともに、十分な財政措置を講じられたい。

【提案・要望先】 内閣府・文部科学省・厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 原油価格・物価高騰等に係る医療機関等への支援

- 利用者負担への転嫁が困難な公的価格で運営している医療機関・社会福祉施設等の運営に影響を生じさせないための臨時の報酬改定等の対策
- 施設整備費に係る国庫補助金の基準単価の増額やかかり増し経費への財政措置

(2) 生活困窮者の生活再建に向けた支援

- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還期間中の相談対応や支援の中心となる自立相談支援機関の就労・家計改善支援機能に対する財政支援を強化すること。

2. 提案・要望の理由

- 医療機関・社会福祉施設等は、診療報酬、介護報酬、自立支援給付費、教育・保育給付費、子ども・子育て支援交付金、措置費、物価統制令に定める価格等の公的価格で運営されているが、2年超に及ぶコロナ禍で感染対策に係る経費の増嵩や利用控えに伴う減収もみられ、利用者負担への転嫁が困難なことから、運営状況に打撃を受けており、サービスの低下や職員処遇への悪影響も懸念される。
- 本県では、地方創生臨時交付金を活用し支援を実施しているが、地方創生臨時交付金が不足し、影響を受けている全ての医療機関・社会福祉施設等を支援できていない。
- 建設資材の高騰による整備費の増大により、市町が実施する事業者公募の不調など計画的なサービス提供基盤の整備や資金計画の見直し等による事業経営に影響が生じている。
- 生活福祉資金については、償還開始後も収入が改善せず、物価高騰の影響を受け、経済的に苦しい状況に陥る世帯が増加するおそれがあり、借受人への相談支援等をきめ細かく行っていくため、相談体制の充実や、借受人の生活状況の調査、効果の分析・検証などを行うとともに、就労・家計改善支援機能の強化の継続が必要である。

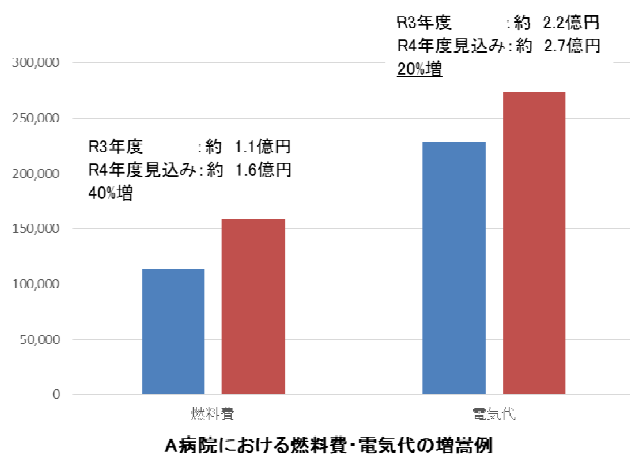
(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における社会福祉施設等への支援の取組

・介護サービス事業所に対する原油価格・物価高騰対策事業	147,663千円
・障害福祉サービス事業所に対する原油価格・物価高騰対策事業	50,368千円
・認可外保育施設に対する原油価格・物価高騰対策事業	3,196千円
・児童養護施設等緊急支援事業	3,228千円
・一般公衆浴場燃料費高騰対策事業	4,248千円
・保育所等・放課後児童クラブ物価高騰対策事業	47,713千円

- 上記事業は地方創生臨時交付金を活用しているが、医療機関等への支援については、地方創生臨時交付金が不足し実施できていない。

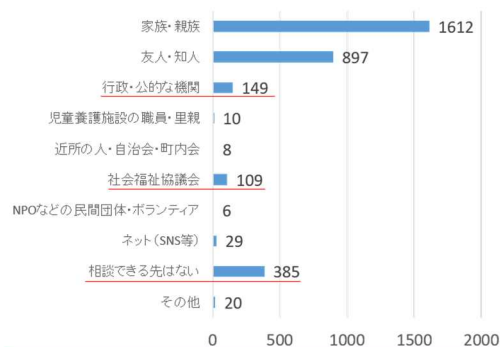
- 地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となることや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題があり、質の高いサービス提供を維持するためには、全国一律の継続性のある支援の仕組みが必要である。



(2) 特例貸付の借入世帯の状況

- 地方創生特例交付金を活用し、収入減により困窮する子育て世帯（生活福祉資金特例貸付の借入者等）等に対して商品券を支給する「滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業」を独自に実施した。この事業の申込者に対してアンケート調査を実施したところ「相談できる先はない」とする回答が1割以上あり、借受人への相談支援等をきめ細かく行っていく必要がある。

(回答期間：2022年7月19日～8月3日14時)
あなたに不安や悩みが生じたとき、だれに相談していますか。
(回答数2,336 複数回答)



「相談できる先はない」とする回答が1割以上ある→相談支援等が必要

担当	
健康医療福祉部健康福祉政策課 TEL 077-528-3512	健康医療福祉部医療政策課 TEL 077-528-3625
健康医療福祉部医療福祉推進課 TEL 077-528-3520	健康医療福祉部障害福祉課 TEL 077-528-3541
健康医療福祉部生活衛生課 TEL 077-528-3641	健康医療福祉部子ども・青少年局 TEL 077-528-3550

重層的支援体制整備の推進

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



- ▶ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、県や市町に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を行うこと。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

市町における重層的支援体制の整備を推進するための財政措置

- 重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）に係る都道府県負担導入時には、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整すること。
- 移行準備事業については、引き続き国の負担割合 3/4 を継続すること。

2. 提案・要望の理由

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備を行う重層的支援体制整備事業が市町の任意事業として創設された。
- 本県では、各市町で重層的・包括的支援体制の整備が図られるよう、県社会福祉協議会とともに、県内市町における取組事例の情報交換等を行う勉強会の実施や、厚生労働省のキャラバン事業を活用した説明会での県外自治体の取組紹介など、後方支援の取組を進めてきた。
- 今年度、県内19市町のうち、6市1町に重層的支援体制整備事業に、5市1町に移行準備事業に取り組んでいただいております。未実施自治体についても来年度以降の実施に向けて、庁内連携に向けての検討や業務整理などを進めていただいております。
- このような中、令和5年度から重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた多機関協働事業等について、都道府県負担1/4が生じる見込みであり、さらに、新たな機能分を試行実施するための移行準備事業にまで、同様の都道府県負担を求める意向が示されており、地方における役割分担および財政負担のあり方が不明瞭となっている。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における後方支援の取組

- 市町における重層的支援体制の整備は、地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進につながるもの。
- 県では、複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制整備の推進を令和3年度に策定した県地域福祉支援計画に重点事項として位置づけ、以下の取組を実施。
 - 市町における取組や課題などの情報交換等を行う勉強会や担当者会議の開催
 - 厚生労働省のキャラバン事業を活用した説明会での県外自治体の取組紹介 等

(2) 令和4年度における県内市町の状況 (県内19市町)

- 重層的支援体制整備事業取組市町：6市1町
- 移行準備事業取組市町：5市1町
- 未実施自治体についても、来年度以降の実施に向けて、庁内連携に向けての検討や業務整理などを進めていただいているところ。

(3) 重層的支援体制整備事業交付金の活用状況

- 各市町における重層支援体制整備の促進に積極的に取り組んだ結果、整備は進んだ一方で、令和5年度新たに他機関協働等および移行準備事業分として約95,000千円の予算措置が必要となる見込み。
- 後方支援に積極的に取り組む都道府県ほど財政負担が大きくなる仕組みは、今後、都道府県による市町の体制整備の促進を躊躇させることが懸念される。

【令和4年度と同様の補助率の場合】

	他機関協働等			移行準備事業		
	国(3/4)	県	市町(1/4)	国(3/4)	県	市町(1/4)
重層的支援体制整備事業	198,165	0	66,055			
移行準備事業				86,613	0	28,871



【令和5年度以降、都道府県負担が導入された場合】

	他機関協働等			移行準備事業		
	国(1/2)	県(1/4)	市町(1/4)	国(1/2)	県(1/4)	市町(1/4)
重層的支援体制整備事業	132,110	66,055	66,055			
移行準備事業				57,742	28,871	28,871

※金額は令和3年度における事業実施市町の交付金所要額をもとに算出。

担当：健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- ▶ 県および市町において実施される、再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画に基づく取組が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 法務省

1. 提案・要望内容

県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 国と地方公共団体の役割分担等を踏まえた「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定と、地方公共団体の再犯防止の取組への必要な財政支援

2. 提案・要望の理由

- 犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められている。
- 本県では、県再犯防止推進計画（平成31年度～令和5年度）に基づき、再犯防止の取組を進めているところ。
- 国では令和4年度中に「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定が予定されているが、本県では19市町中12市町で再犯防止推進計画が策定済みであり（令和4年3月末時点）、こうした地方での取組や令和2年度まで実施されていた「地域再犯防止推進モデル事業」の成果を踏まえ、国・地方の役割分担や連携のあり方を次期計画で整理されるとともに、地方公共団体による再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための国による財政措置が必要。
- 令和5年度の概算要求において、都道府県に対する財政支援を盛り込んでいただいたことは大変感謝している。
- 県において、再犯防止の取組が確実に実施することができるよう、更なる財源の確保をお願いしたい。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・令和2年における検挙（送致）人員は1,807人と減少傾向にあるものの、うち再犯者は834人となっており、再犯率は46.2%と高止まりしている。（全国 R2:49.1%）

(2) 本県における再犯防止の取組

① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援

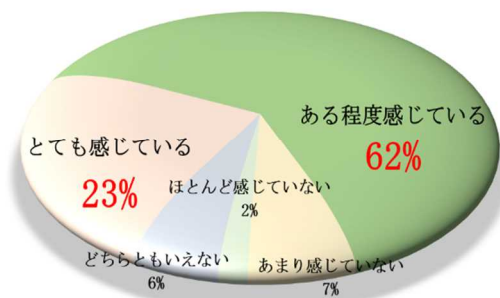
3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続実施

② 県と更生保護協力組織との連携強化

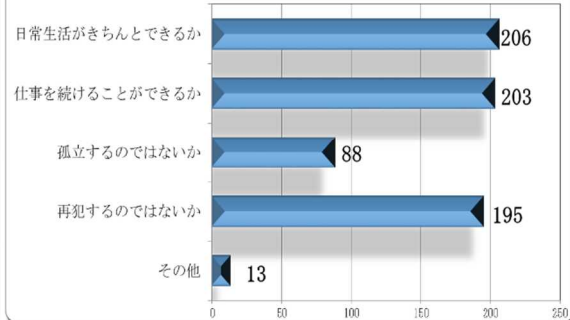
- 県独自の顕彰制度（知事感謝状）（R3～）
- 県民向けフォーラム開催（R3～）
- 保護司アンケートの実施（R3）
- 保護観察期間終了者への見守り支援（R4～）



◆保護観察終了対象者の今後に不安



◆保護司が終了対象者に抱く不安の内容



③ 市町における取組の促進

19市町中12市町で再犯防止推進計画が策定済

④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

入札参加資格審査の優遇制度の拡充（R4～）

⑤ 更生保護に関する啓発活動

法務省、保護観察所と連携した啓発の実施



(3) 令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」



担当：
健康医療福祉部
健康福祉政策課
企画調整係
TEL 077-528-3519

持続的で生産性の高いみらいの農業の推進

- 本県農業の持続的な発展のためには、農業の生産性向上と琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現が重要。よって、これらの両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の推進や多様化する水田農業経営に対して、安定的な支援を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省、財務省

1. 提案・要望内容

みどりの食料システム戦略の実現に係る支援の充実

- 有機農産物の付加価値について消費者の理解を醸成する取組(広報、啓発等)の推進
- 有機農業の産地づくりに向けた取組に対する継続的な支援
- 環境保全型農業直接支払交付金の予算枠確保および地域特認取組の過去実績に基づく必要額の配分
- 堆肥等の地域資源循環の推進、自給飼料の安定確保に向けた取組へのさらなる支援
- 主食用品種による一括管理方式を対象とした飼料用米戦略作物助成体系の継続と数量払への変更

2. 提案・要望の理由

- 生鮮食品購入時に低価格のものが選ばれることが多い中、「どのような効果があるのか」、「なぜ価格が高いのか」等、有機農産物の付加価値について、消費者の理解が得られるような取組が必要。
- みどりの食料システム戦略推進交付金の「有機農業産地づくり推進」における国費の支援は、実施計画期間（5年間）のうち複数年が想定されているが、有機農業の産地を育成・定着させるためには、計画期間中の取組に対する継続的な支援が必要。
- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るとともに、CO₂排出削減効果の高い取組をより強力に推進するため、環境保全型農業直接支払交付金へのさらなる財政的支援が必要。
- 家畜ふん堆肥のペレット化等による地域内流通を推進するとともに、自給飼料の安定確保を図るため、耕畜連携等による取組へのさらなる後押しが必要。
- 飼料用米については、有機農業の拡大に伴って増加が見込まれる着色米等の有効活用や、緊急的な「主食用米の需給調整」を図る機能があることから、主食用品種による一括管理方式の継続が必要。また、一括管理方式による助成においては、面積換算ではなく、重量による算定とした数量払に変更することが分かりやすく合理的。

原油価格・物価高騰等に係る農畜水産業への支援

➤ 長引く原油価格・物価高騰等に影響を受ける農畜水産業への支援をお願いしたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】農林水産省、財務省

(1) 価格高騰の長期化に対応した支援

- 電力料金高騰に対する土地改良区等への継続的な支援
- 化学肥料原料の安定供給のための備蓄制度の創設
- 配合飼料価格安定制度の基準価格算定方法の見直し
- 農業生産コストの高騰を農産物の価格に転嫁できる環境の整備

(2) 価格高騰の影響を緩和する緊急的な支援

- 粗飼料価格高騰による影響を緩和するための緊急的な生産者支援

2. 提案・要望の理由

(1) 価格高騰の長期化に対応した支援

- 本県の4割を超える農地は琵琶湖等からの電力を利用した揚水に依存しており、電力料金の高騰が土地改良区の運営に大きな影響を及ぼし、地域農業を支えることが難しくなっていることから継続的な支援が必要。
- 輸入に依存している化学肥料原料の安定供給対策として、調達困難時の対応に十分な量を備蓄する制度が必要。
- 配合飼料価格安定制度における基準価格は過去1年間の平均をもとに算定されることから、価格高騰の長期化により、補てん金が発動しない、または、十分な補てん金が交付されないことが危惧される。このため、基準価格算定方法の見直しにより生産者の実質負担を軽減し、畜産経営への影響を緩和することが必要。
- 飼料や肥料などの資材価格が高騰する一方、農産物の販売価格への転嫁が進まず、農業経営の圧迫が課題となっている。食料の安定供給に向けて適正な価格転嫁ができる環境整備が必要。

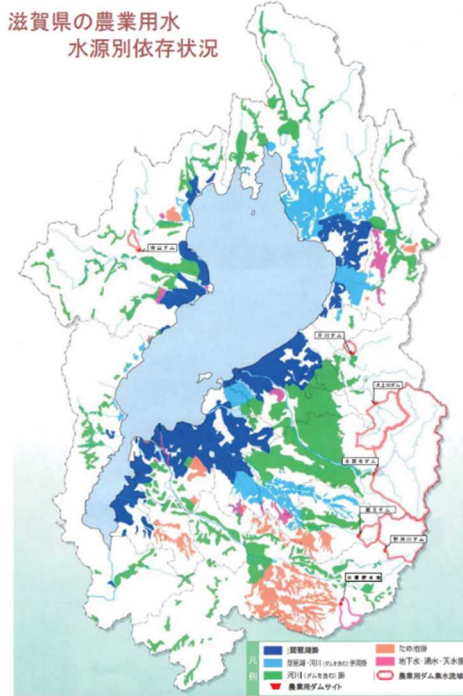
(2) 価格高騰の影響を緩和する緊急的な支援

- 県内の粗飼料の自給率は6割弱となっており、耕畜連携等による自給飼料の安定的な確保の取組を進める一方で、現状は輸入粗飼料に頼っている4割強の部分について、価格高騰による畜産経営への負担を軽減するための激変緩和措置が必要。

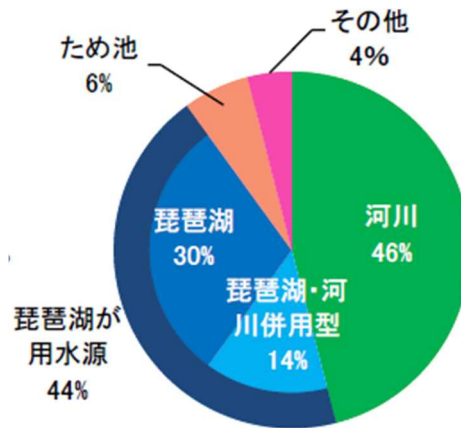
(本県の取組状況と課題)

価格高騰等に関する県の取組

○農業用水の調達



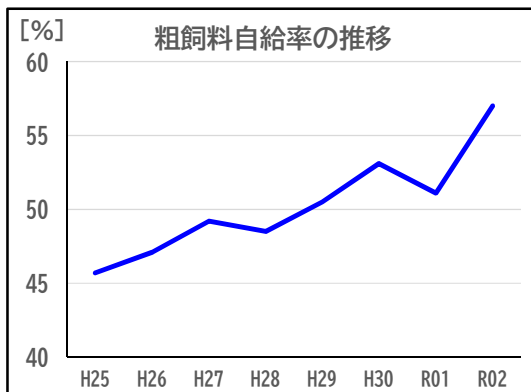
- ・河川水量が乏しい滋賀県では、古くから琵琶湖の水や地下水を農業用水として活用してきた。現在では、農地の4割以上が琵琶湖を水源としている。
- ・揚排水機や送水の効率化や運転操作の工夫、再生可能エネルギーの活用等に取り組んでいるところだが、主要な揚水機場だけでも年間の電力料金は平年ベースで5億円ほどとなっている。



○本県の価格高騰対策

1	農業用燃油の価格高騰対策
2	施設園芸の省エネ設備導入を支援
3	国産小麦の安定供給体制を強化
4	配合飼料の価格高騰対策
5	食肉センターの原油価格高騰対策
6	水産業燃油の価格高騰対策
7	農事電力の料金高騰対策

○自給飼料生産拡大の取組



- ・県内の飼料生産は主に水田で実施。耕畜連携の推進により、稲WCSや飼料用米の生産拡大に取り組んでいる。

担当：農政水産部 미래の農業振興課 みどりの食料戦略室 TEL 077-528-3842
 畜産課 生産衛生・耕畜連携係 TEL 077-528-3853
 耕地課 企画・技術管理係 TEL 077-528-3943

コロナ禍および原油価格・物価高騰等の影響を受ける本県経済への支援

- ▶ コロナ禍の先行きが不透明な中、原油価格・物価高騰等の影響も相まって、深刻な影響を受けている事業者への資金繰り支援の実施の検討、観光関連産業への支援の継続および総合的な経済対策の実施をお願いしたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】内閣官房、経済産業省、国土交通省

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済支援

- 利子補給期間の延長と国における借入条件の有利な借換制度の創設

(2) 地域経済を支える観光関連産業への支援の継続

- 国内観光の需要喚起策の実施

(3) 総合的な経済対策の実施

- 国において全国的・継続的な経済対策の実施

2. 提案・要望の理由

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済支援

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」は、融資後の当初3年間は利子補給されることから、元金の据置期間を3年に設定している事業者が多く、そういった事業者は、令和5年度には利子補給の終了および元金返済の開始が重なることとなり、資金繰りが急速に悪化する恐れがある。
- コロナ禍および原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者の事業継続を強力に支援するため、利子補給期間の延長および国における新しい借換制度の創設によって、事業者の返済負担を軽減することが必要。

(2) 地域経済を支える観光関連産業への支援の継続

- コロナ禍の長期化により、観光入込客数の大幅な減少が続いており、特に本県においては、全国と比較して回復に遅れがみられる。
- 観光関連産業は極めて厳しい状況にあることから、現在実施している地域観光事業支援を活用した国内観光の需要喚起策を、引き続き実施していくことが必要。

(3) 総合的な経済対策の実施

- 本県経済は、2年超に及ぶコロナ禍で疲弊していることに加え、現下の原油価格・物価高騰等により深刻な影響を受けている。
- 本県においても、補正予算や対策本部の設置等により対策を進めているところであるが、原油価格・物価高騰等については全国的な課題であることから、国の物価・賃金・生活総合対策本部等における総合的な対策の強化が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 資金の状況

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」について、多額の融資を実行したことにより、新型コロナウイルス感染症流行前（令和2年1月末）と比較して、本県の制度融資残高は7.2倍と大幅に増加。当該資金が県制度融資残高の76%を占める。

	令和2年1月末（a）	令和4年6月末（b）	b/a
県制度融資残高 （うちコロナ対応資金）	42,846百万円 （－）	309,051百万円 （235,592百万円）	7.2倍

- 当該資金利用者の約3割が元金の据置期間を3年に設定し、令和5年度から返済を開始する。（令和4年1月末時点）

据置期間	なし	～1年	～2年	～3年	～4年	～5年	合計
件数	6,994	2,095	1,271	5,273	235	951	16,819
割合	41.6	12.5	7.6	31.3	1.4	5.6	100.0

(2) 本県観光の状況

- 本県の令和3年の観光入込客数は、コロナ禍前の令和元年と比較すると、約3割減と大きく落ち込んでおり、観光関連産業は極めて厳しい状況が続いている。
- また、全国の日本人宿泊客数は、コロナ禍前の令和元年と比較して約2割減であるのに対し、本県では約3割減と回復に遅れがみられる。

観光庁「宿泊旅行統計」

	令和4年1月～6月	令和元年1月～6月	対令和元年増減率
滋賀県	1,437,300	2,109,240	▲31.9%
全国	187,417,050	226,704,330	▲17.3%

(3) 本県の対応

- 原油価格・物価高騰等に対して、「滋賀県総合経済・雇用対策本部」本部員会議を開催し、県内の経済情勢や国の状況等を踏まえ、県としての対策の方針を確認。
- 「県民生活への支援」、「事業活動の下支え」、「未来を見据えた投資の促進」の3本の柱により、影響緩和に向けた対策を講じている。

【県民生活への支援】

- ・ 子ども食堂等の活動への支援 等

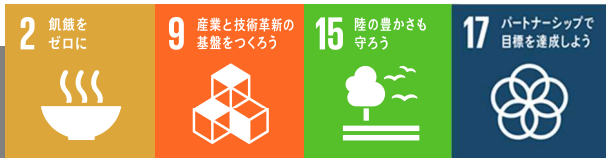
【事業活動の下支え】

- ・ 中小企業者向け制度融資の拡充
- ・ 電子割引券発行による県内消費の喚起 等

【未来を見据えた投資の促進】

- ・ CO₂ネットゼロに資する取組支援 等

担当：商工観光労働部	(1) 中小企業支援課 TEL 077-528-3730	(2) 観光振興局 TEL 077-528-3740
	(3) 商工政策課 TEL 077-528-3712	



農業農村整備事業の推進

- 農業の持続的発展や多様な人々が住み続けられる農村の実現のために、農業農村整備事業の一層の推進を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省、財務省

1. 提案・要望内容

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業農村整備事業関係予算の令和5年度当初予算枠の拡大および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」についてこれまで同様に十分な予算の確保
- 多面的機能支払および中山間地域等直接支払にかかる推進交付金の予算確保
- グリーン・デジタルを活用した農村RMOの展開に必要な予算の確保

(2) 国営事業の着実な推進

- 国営土地改良事業の全体実施設計への移行と地区調査の着実な推進

2. 提案・要望の理由

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業競争力強化のための農地整備、農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策などを着実に進めるため、農業農村整備事業の当初予算枠の拡大、特に国土強靱化5か年加速化対策についてこれまで同様に十分な予算を確保することにより、新規地区の計画的な採択と継続地区の着実な事業推進が必要。
- 人口減少や高齢化が進行する農村地域において、農地・農業用水路等が地域共同活動により持続的に保全管理できるよう、多様な人材の確保や活動組織の広域化を推進するため、多面的機能支払および中山間等直接支払に係る推進交付金の十分な予算の確保が必要。
- 中山間地域の集落機能を維持するため、再生可能エネルギーの地産地消や、デジタル技術の導入による農村RMOの展開に対する継続的な予算の確保が必要。

(2) 国営事業の着実な推進

- 永源寺ダムの堆砂量の急増による機能低下は緊急の課題であり、国営総合農地防災事業「近江東部地区」を全体実施設計に移行し、早期の事業着手を目指すことが必要。
また、国営農地再編整備事業「東近江地区」は、高収益作物導入による収益力向上や農業のスマート化等の取組により、新時代の農業モデルにつながるものであり着実な地区調査の推進が必要。

(本県の取組状況と課題)

農業競争力強化による成長産業化

■取組状況

- 農地整備を契機に、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速。
- 農地の大区画化・汎用化、スマート農業や水利施設での省エネにより農業競争力を強化。



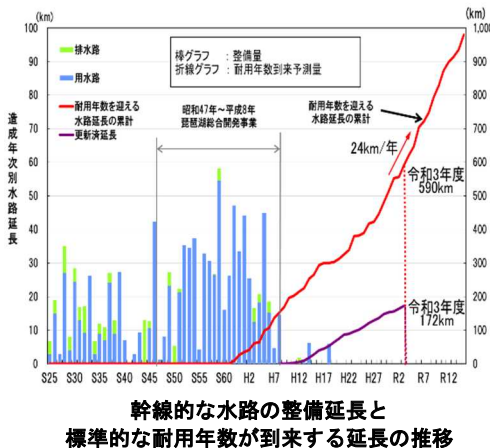
■課題

- ➡ 担い手への農地の集積率は全国高位の65% (R4.7現在)。一方、水田農業の盛んな本県では、野菜等の産出額は伸長しているものの全国的には低位。
- ➡ 農業の成長産業化のためには、水田フル活用による高収益作物への転換、スマート技術の導入など地域の営農と一体的かつ計画的な農業基盤整備が必要。

農業・農村の強靱化

■取組状況

- 「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」や「ため池中長期整備計画」に基づき、施設の長寿命化対策、防災・減災対策を積極的に推進。
- 農業・農村の強靱化を図り、農村地域の豊かな資源を次世代に引き継ぐため5か年加速化対策予算を積極的に活用。



■課題

- ➡ コスト縮減や平準化を図りつつも水利施設の長寿命化対策に10年間で710億円程度の事業費が必要。
- ➡ 災害リスクの増大を受け、ため池等の防災・減災対策に10年間で105億円程度の事業費が必要。

グリーン・デジタルによる農山村の活性化

■取組状況

再生可能エネルギーの地産地消を生活に溶け込んだ形で面的に展開する「CO2 ネットゼロヴィレッジ構想」を策定。

■今後の方向性

- ➡ 農村集落機能の持続的な維持・発展に向け、再生可能エネルギーやデジタル技術の導入による農村RMOの形成を通じた中山間地域振興施策の推進が必要。



担当：農政水産部耕地課企画・技術管理係
TEL 077-528-3943

県土の発展と県民の安全・安心に資する道路整備の推進

- ▶ 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワーク構築のため、道路施設の強力な支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 防災・減災、国土強靱化の更なる推進と生活・経済活動を支えるための道路予算枠の拡大、交付金枠の確保
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 大雪時の円滑な交通確保に向けた財政支援
- 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換に向けた財政支援
- 「いのち」を守る道路環境の形成への継続的な財政支援
- ナショナルサイクルルート「ビワイチ」の整備推進のための財政支援

2. 提案・要望の理由

- 国土強靱化の更なる推進や幹線道路ネットワークの更なる整備のため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。また、道路予算枠の拡大、交付金枠の確保が必要。
- 直轄事業の着実な進捗や、激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。
- 大雪時の円滑な交通確保に向け、除雪機械等の安定した稼働が重要であり、老朽化している雪寒用建設機械を計画的に更新できるよう重点的な財政支援が必要。
- 道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるため、道路メンテナンス事業補助による財源支援が必要
- 歩道整備などの安全安心な道づくりについて、計画的かつ集中的に推進できるよう継続的な財政支援が必要。
- ポストコロナのキーコンテンツとして、世界に誇るナショナルサイクルルート「ビワイチ」の更なるブランド価値向上に向け、走行空間整備や案内標識等のサイクリストへのサービス水準を引き上げる取組に対する重点的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 幹線道路ネットワーク整備状況

- ・令和3年4月に公表された「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」で事業中の**直轄事業の開通見通し**（令和7年秋）が示された。
- ・物流ネットワークの形成に資する「**名神名阪連絡道路**」の事業化に向け今後調査費が増大。
- ・**令和4年8月豪雨**では北陸自動車道、国道8号、国道365号が同時に被災し、**滋賀県と福井県の道路ネットワークが分断**された。

【5か年加速化対策を活用した幹線道路ネットワーク整備】

・令和4年8月豪雨の被災状況

国道365号道路損壊（栃ノ木峠）



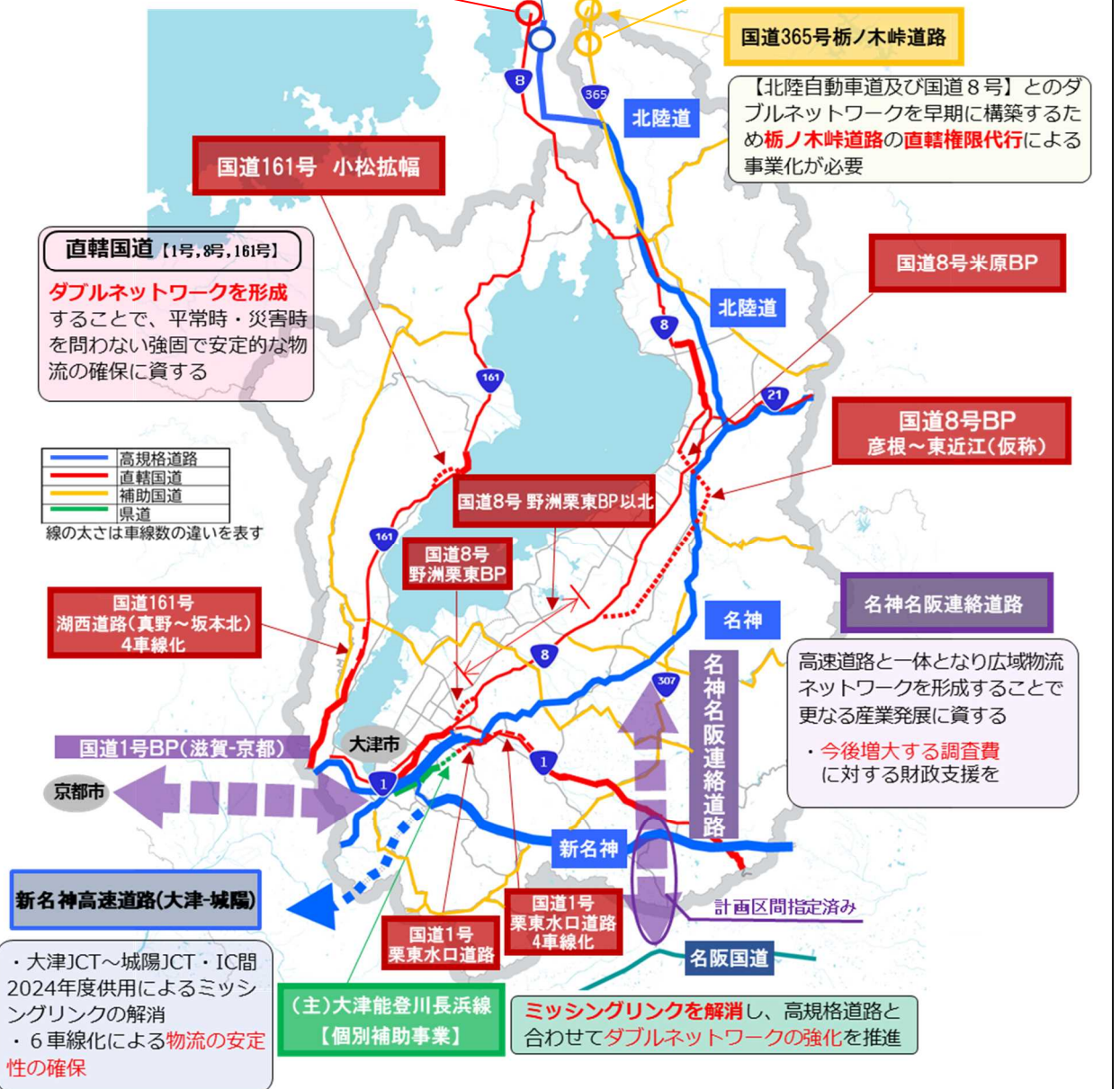
国道8号土砂流出（福井県）



北陸道土砂流出（福井県）



国道365号土砂流出（長浜市）



(本県の取組状況と課題)

(2) 大雪への備え

- ・滋賀県では除雪車や凍結防止剤散布車などの**雪寒用建設機械を64台保有**し、除雪作業等を実施している。
- ・64台のうち、**37台は購入後10年以上が経過**し、さらに**12台は20年以上を経過**しており、毎年の整備点検では部品交換や修理等を実施しているが、対象部品の製造が終了しているものがあり十分な修繕がされていない。
- ・そのため、県では「**雪寒用建設機械更新計画**」を策定したところ。今後は老朽化した**除雪機械等を計画的に更新**できるよう**雪寒事業費の重点的な財政支援**が必要



昨年度の大雪時の渋滞状況
(彦根市内)



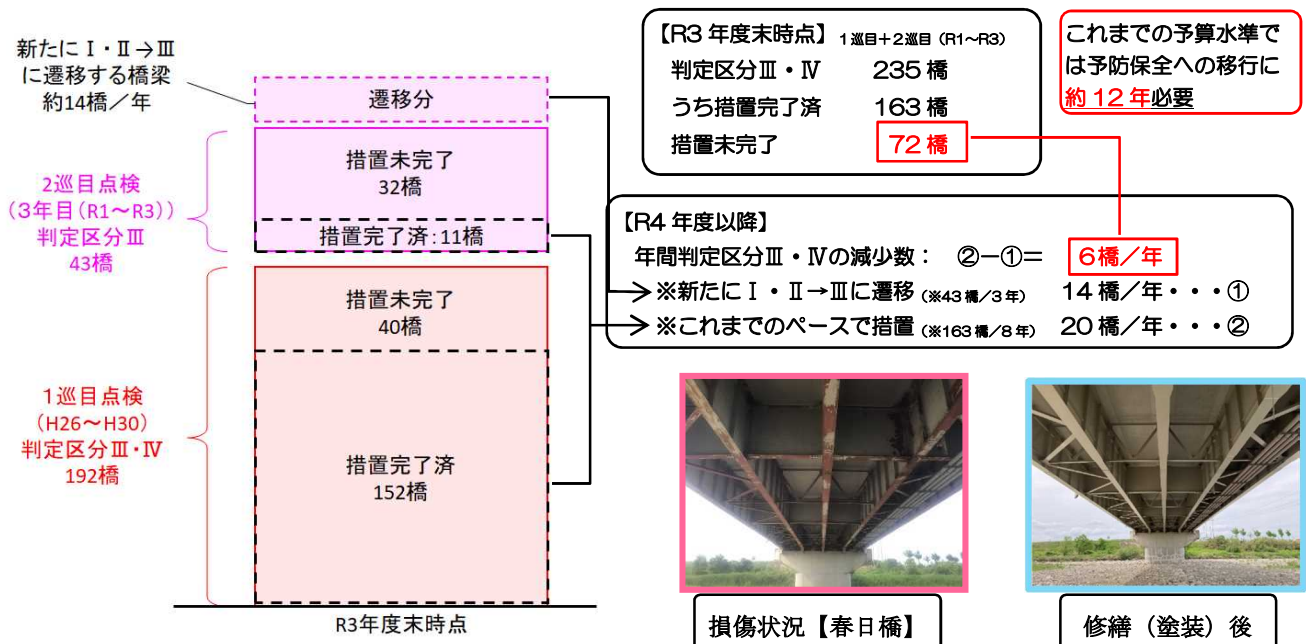
雪寒用建設機械の損傷状況
(除雪ローダ(購入後24年))



交換部品がなく、溶接等で延命化を図っている状況

(3) 予防保全型メンテナンスへの転換

- ・滋賀県では令和3年度末時点で**修繕措置未完了が72橋**。予防保全型メンテナンスへの転換に向け、**毎年、約20橋の対策**を進めている一方で**約14橋がⅠ・Ⅱ判定からⅢ判定へ遷移**している。これまでの予算水準では、**予防保全型への移行に約12年間**要する見込み。
- ・早期対応が必要な道路施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)への**老朽化対策を加速化**するためには、**重点的かつ集中的な財政支援**が継続して必要



担当：土木交通部道路保全課 防災保全係 TEL 077-528-4133

(本県の取組状況と課題)

(4) 「いのち」を守る道路環境

- ・安全な社会を実現するために、関係機関が協力し、より一層スピード感を持って**危険箇所の安全点検・対策**を推進していくことが求められている。
- ・**交通安全対策補助**は、千葉県八街市の事故を受けて令和3年度に実施した通学路合同点検に基づく小学校通学路の対策必要箇所のみが対象であるが、令和4年度以降の通学路合同点検（未就学児の移動経路および中学校の通学経路も含め）で抽出される対策必要箇所も対象事業とするよう、**制度拡充**が必要
- ・通学路を含む子どもたちが活動する一定の生活エリアにおいて、歩道整備やハンプ設置等を行う**区内連携事業**を計画的に推進できるよう、継続的な財政支援が必要

歩道がなく車と小学生が衝突し危険



川合千田線（長浜市）田部踏切



(5) ナショナルサイクルルート「ビワイチ」

- ・世界に誇るサイクリングロードを目指す「ビワイチ」では、ナショナルサイクルルートに指定されている「低速コース」の整備（自転車歩行者専用道路等）を令和4年度中に完了する予定
- ・より安全なスポーツサイクリング体験と「ビワイチ」の**地域ブランド**を磨き上げるため、「**上級コース**」の**自転車通行帯整備**を推進しており、引き続き**財政支援**が必要
- ・インバウンド受け入れの再開を見据えてナショナルサイクルルート进行管理する自治体が連携し、**ALL JAPAN**で全世界へ向けて魅力を発信できるよう**情報発信の支援**が必要。

低速コースの整備
家族連れゆっくりリサイクリング



自転車歩行者専用道路の整備

【県管理道路】
計画延長：99km
⇒R4年度整備完了予定

上級コースの整備
スポーツサイクリング等



自転車通行帯の整備

【県管理道路】
計画延長：30km（～R9目標）
整備延長：11km（R3年度末）



担当：土木交通部道路保全課 歩行者・自転車安全係 TEL 077-528-4134



住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進

- 激甚化・頻発化する水害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を更に推進することができるよう、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 丹生ダム中止に伴う地域整備の推進

- 令和4年8月豪雨による災害復旧およびダム中止に伴う追加的事業完了への支援
- 水源地域振興に向けた国主体による地域整備の推進

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 霞堤の取扱いに関するガイドラインの作成
- 浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(4) 事前防災対策の計画的な実施

- 5か年加速化対策のための治水予算の確保

2. 提案・要望の理由

(1) 丹生ダム中止に伴う地域整備の推進

- 令和4年8月豪雨による災害復旧工事と併せて、現在、水資源機構がダム事業の中止に伴う追加的事業として実施している道路整備事業を計画どおり完了するためには、国・水資源機構による支援が必要。
- 丹生ダム中止に伴う水源地域の振興のため、地域整備に必要な予算措置や交付金配分額の拡大など、中止を決定した国の財政支援が必要。

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 国の流域治水でも保全の方向性が示されている霞堤について、流域治水施策の一つとして保全等に取り組むため、国において霞堤の取扱いに関するガイドラインの作成が必要。
- 水害リスク情報の充実のため、外水および内水を考慮した浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設が必要。

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 琵琶湖周辺の浸水被害を軽減・回避するため、環境や景観の保全等に配慮しながら、大戸川ダム、瀬田川(鹿跳溪谷)の事業推進が必要。
- 大戸川ダム水源地域の活性化のため、付替県道栗東信楽線の早期着手が必要。
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴い増強された放流能力を最大限活用し、瀬田川洗堰の操作規則の見直しが必要。
- 淀川水系の治水対策を推進し、激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE等を含む地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

(4) 事前防災対策の計画的な実施

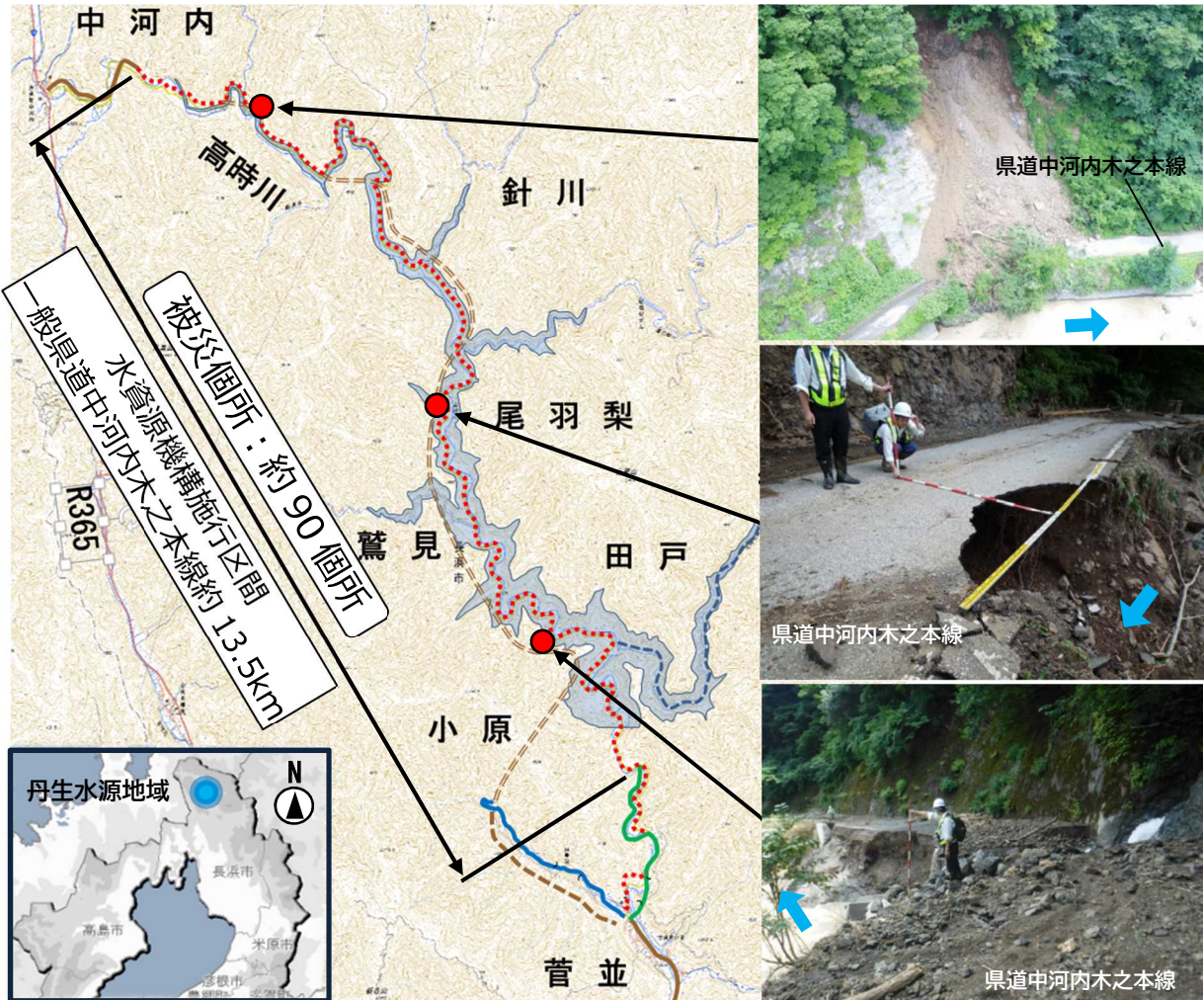
- 気候変動により激甚化・頻発化する水害から住民のいのちと暮らしを守るため、事前防災対策の加速化が必要。
- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 丹生ダム中止に伴う地域整備の推進

○令和4年8月豪雨による災害復旧およびダム中止に伴う追加的事業完了への支援

- ・水資源機構がダム事業の中止に伴う追加的事業として進めている丹生水源地域の県道中河内木之本線の道路整備区間では、今回の豪雨により約90箇所が被災
- ・災害復旧工事を含めたダム事業の中止に伴う追加的事業を効率的に進め、計画どおり完了するためには、国・水資源機構による支援が必要



○水源地域振興に向けた国主体による地域整備の推進

- ・地域主体による振興策を実施する予算確保が課題であるため、国の新たな予算措置による支援が必要
- ・ダム予定地については「自然保護地」として引き受けるため、人工林の伐採等の措置が必要
- ・ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付ける市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要

担当：土木交通部流域政策局水源地域対策室
TEL 077-528-4171

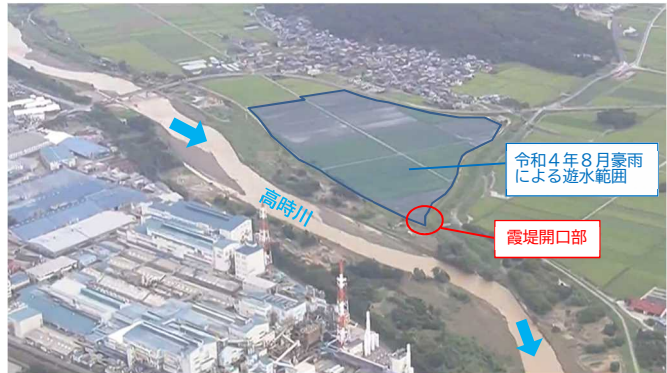


(本県の取組状況と課題)

(2)「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

○霞堤の取扱いに関するガイドラインの作成

- ・本県では、平成24年に「滋賀県流域治水基本方針」を定め、霞堤の治水上の役割や効果等を踏まえ、機能の維持等を行っているところ
- ・一方、洪水時に霞堤開口部から河川の水が溢れ、背後地に浸水被害が生じることから、**霞堤の締切要望や浸水被害への補償の検討を求める声**がある。これらに対して、全国的な基準等がなく対応に苦慮
- ・また**河道計画の検討時における霞堤の取扱い**についても基準がなく苦慮しているところ
- ・全国の自治体も含め、流域治水施策の一つとして霞堤の保全等に取り組むため、霞堤の機能の評価手法、開口部や背後地の取扱い、先進事例等を取りまとめた**ガイドラインの作成が必要**

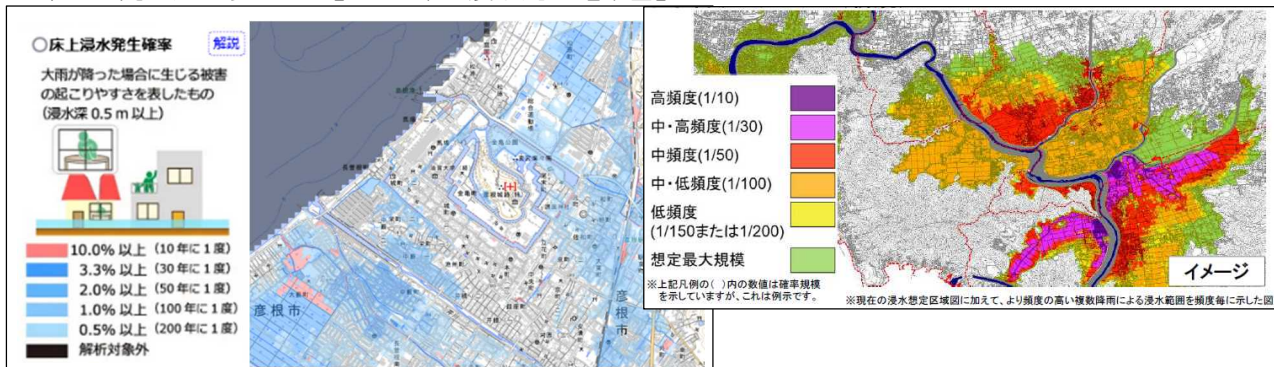


○浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設

- ・平成24年に本県が公表した外水および内水を考慮した水害リスクマップである「地先の安全度マップ」には、「最大浸水深図」等の6種類の図があり、そのうち「**床上浸水発生確率図**」は、**10年に1度から200年に1度までの降雨による浸水範囲を表示**
- ・「地先の安全度マップ」は、県流域治水条例に基づき、概ね5年毎に更新することとしているが、**計算手法への最新の知見の反映、土地の改変に伴う地形データの修正等、マップの更新には多額の経費が必要**
- ・現在、国では、全国109の一級水系において外水（一部地区においては内水も考慮）を対象に、**本県と同様の「水害リスクマップ」を作成されているところ**
- ・「水害リスクマップ」の作成に加え、本県の「地先の安全度マップ」の更新にも適用可能となる**財政支援制度の創設が必要**

■県「地先の安全度マップ」の「床上浸水発生確率図」

■国「水害リスクマップ」のイメージ



担当：土木交通部流域政策局流域治水政策室
TEL 077-528-4290

(本県の取組状況と課題)

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

○治水対策(大戸川ダム・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進

- ・大戸川ダム実施に当たっては、本県とも情報共有を図り連携のうえ環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査等の実施が必要
- ・付替県道大津信楽線との高低差解消のため、付替県道栗東信楽線の早期着手が必要
- ・瀬田川(鹿跳溪谷)改修に当たっては、自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮が必要

○天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う瀬田川洗堰操作規則の見直しの検討

- ・本県においては、琵琶湖周辺の浸水リスクの低減を図るため、事前放流の実施に向けた検討を進めているところであり、引き続き国や関係機関との連携・協力が必要

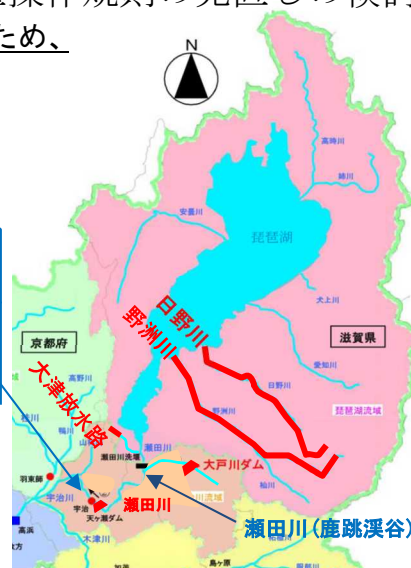
○社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進



天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う瀬田川洗堰操作規則の見直し

瀬田川洗堰制限放流量の見直し
 予備放流時：200m³/s
 後期放流時：300m³/s

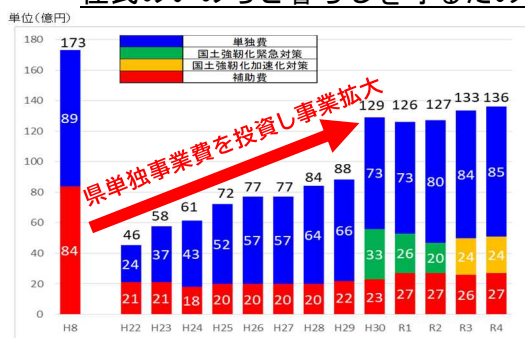
琵琶湖沿岸部の家屋や田畑で浸水被害が発生!



(4) 事前防災対策の計画的な実施

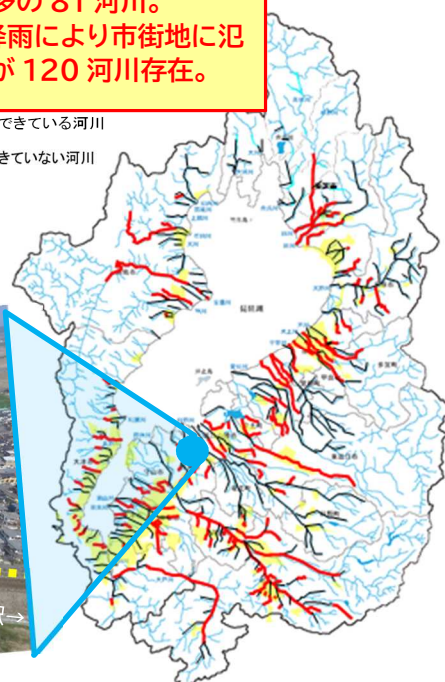
○5か年加速化対策のための治水予算の確保

- ・令和4年3月に日野川のJR橋梁架替66億円の協定を締結
- ・県においても単独事業費を大幅に増やし、治水事業の拡大を図っているところ
- ・住民のいのちと暮らしを守るため、国の治水事業枠の十分な確保が必要



天井川が全国最多の81河川。
 10年に1度の降雨により市街地に氾濫がおよぶ河川が120河川存在。

— : 1/10の洪水に対応できている河川
 — : 1/10の洪水に対応できていない河川
 ■ : 市街地



66億円の橋梁架替に着手 日野川(近江八幡市)
 予算の集中投資が必要!!!



担当：土木交通部流域政策局 広域河川政策室 河川・港湾室
 TEL 077-528-4274 TEL 077-528-4157

- 激甚化・頻発化する土砂災害からいのちと暮らしを守り、被害を防止・軽減させる事前防災対策を計画的に推進するため、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 事前防災対策推進のための予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(2) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準の緩和と財政支援

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 継続的に実施しなければならない基礎調査事業への財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策推進のための予算枠の拡大

- 災害からいのちを守り、地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。

- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC - FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要となる資機材の更なる確保が必要。

(2) 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）における補助採択基準の緩和と財政支援

- 土砂災害特別警戒区域は、深刻な被害が発生するおそれが高く、これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため、保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、概ね5年に一度繰り返し実施していく必要があり、継続的な予算確保が必要となるが、起債充当の対象事業でなく、事業費確保が課題であり、起債の充当や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策推進のための予算枠の拡大

- 令和2年度から事業の前倒し補正予算を含め5か年加速化対策事業を推進しているところ。

【国土強靱化地域計画 掲載箇所】

- 砂防 61箇所 ●急傾斜 28箇所

際川砂防堰堤



排砂による容量確保



令和4年8月豪雨による土砂流出

後谷川砂防堰堤



令和4年8月豪雨による土砂流出

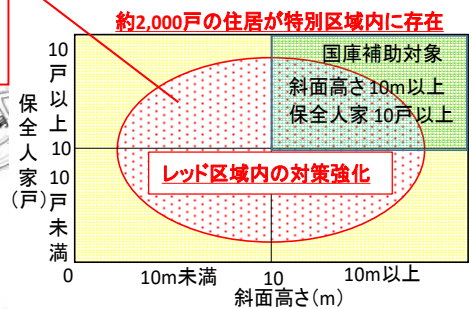
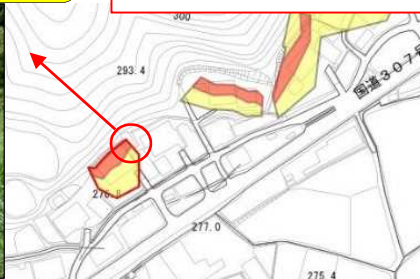
(2) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家10戸以上かつ斜面高が10m以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の保全人家の換算方法の見直し等、採択要件の緩和により、従来有効な対策が取れなかった箇所においても事前防災対策を推進し、土砂災害による人的被害を無くすことが必要。

令和2年6月にも保全人家2戸の特別警戒区域でげけ崩れ発生



特別警戒区域内
保全人家換算方法の
見直し等で対策強化



約2,000戸の住居が特別区域内に存在

国庫補助対象
斜面高さ10m以上
保全人家10戸以上

レッド区域内の対策強化

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

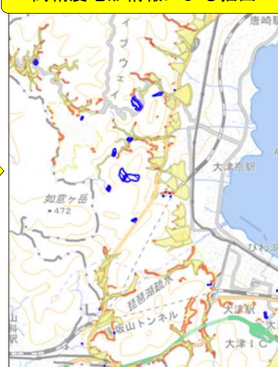
- 土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基礎調査を実施する必要がある。
- 2巡目の基礎調査は、指針改定により、詳細な地形図でのリスク箇所抽出となり、リスク箇所の増加が見込まれるため、継続的な予算確保に課題がある。
- 基礎調査を継続して、区域指定の作業を進めていくためには、起債の対象や補助率の拡大が必要である。

指針改定前区域指定状況



既指定区域

高精度地形情報による抽出



新規抽出箇所

大津管内では、想定以上に抽出箇所が増えた。今後、県内で抽出業務が進むにつれ、リスク箇所が増加する見込み。

基礎調査事業費



起債充当、補助率の嵩上げが必要

担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係
TEL 077-528-4192



滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

- ▶ コロナ禍を契機に、価値が再認識されている公園・緑地等の充実や、自然と都市が調和した滋賀の魅力を向上させるための取組への支援を図られたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 国スポ・障スポ大会に向けた公園や街路整備を推進するための予算枠の拡大

(2) 「健康しが」に資する公園再整備への重点支援

- Park-PFI 等、民間活力を活用した再整備に必要な基盤インフラ整備への重点支援

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 「拠点連携型都市構造」の実現に向け、駅・旧町役場周辺などの拠点に都市機能等の誘導を図る取組への財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 2025年国スポ・障スポ大会に向け、会場となる公園や周辺の街路等の都市計画事業を計画的に進めるため、予算確保が必要。特に防災公園整備等で活用している、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。

(2) 「健康しが※」に資する公園再整備への重点支援

- 電気・上下水道等の基盤インフラが整備されていない都市公園(湖岸緑地)において、Park-PFI 等による民間参入を促すため、公園管理者が取り組む基盤インフラ整備への重点支援が必要。

※「健康しが」とは、「ひと」「社会・経済」「自然」の健康を目指して滋賀県が取り組んでいる施策。

都市公園は、自然に触れ体験する場の創出により「ひとの健康」に、官民連携による経済・観光などの活性化により「社会・経済の健康」に、美しい景観の保全・形成により「自然の健康」に寄与。

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 滋賀県は令和3年度に「滋賀県都市計画基本方針」を策定し、住み、働き、憩うために必要となる様々な機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指している。
- この実現に向け、都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等や「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりへの支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 滋賀の魅力向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

2025年国スポ・障スポ大会に向け、会場となる公園や周辺の街路等の都市計画事業を計画的に進めるため、予算枠の拡大を！

【広域防災拠点となる金亀公園】



【都市の骨格を形成する片岡栗東線】



(2) 「健康しが」に資する公園再整備への重点支援

コロナ禍を契機とし、貴重な屋外空間として公園等のオープンスペースの価値が再認識されており、「ひと」「社会・経済」「自然」の健康を支える公園の魅力を高める取組への支援を！

自然に触れ体験する場の創出
▶ 「ひとの健康」



コロナ禍を契機とした変化
～緑とオープンスペースの重要性の再認識～

**健康
みんなで作ろう！
しが**

官民連携による経済・観光などの
活性化 ▶ 「社会・経済の健康」



美しい景観の保全・形成
▶ 「自然の健康」



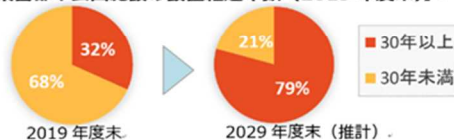
公園の魅力を高める取組

民間活力を導入した公園整備 (Park-PFI) に対する重点支援を！



老朽化の著しい公園施設の改修等に対する重点支援を！

【県営都市公園施設の設置経過年数 (2019年度末)】

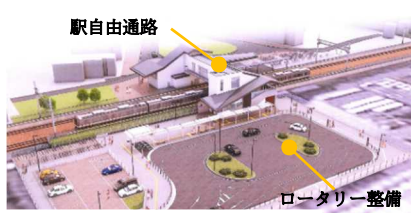


(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等や
「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに対する支援を！



(都市構造再編集中支援事業)
【草津市】草津駅周辺都市機能誘導区域地区
(仮称) くさつアクアパーク整備事業



(街路事業)
【湖南市】都 石部駅南北線ほか1線
(駅自由通路・ロータリー整備)



(まちなかウォークアップ推進事業)
【長浜市】木之本宿地区
田部木之本線修景整備事業

担当：土木交通部 都市計画課 都市計画係 TEL 077-528-4182



信楽高原鐵道への支援の継続

- 信楽高原鐵道は、平成 25 年度に鐵道事業再構築実施計画に基づき、上下分離方式へ転換し、収支均衡を図りながら、安全・安定した運行を維持してきたところである。
- 同計画期間は令和 4 年度をもって終了するが、信楽高原鐵道は県南部地域の住民生活や産業活動を支える重要な公共交通機関であり、今後も存続させる必要があることから、計画終了後も確実な支援・予算措置を継続されたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 信楽高原鐵道に対する鐵道事業再構築実施計画期間終了後の確実な支援・予算措置の継続

- 長引くコロナ禍の影響により、厳しい経営環境に置かれている信楽高原鐵道に対して、計画期間終了後も確実な支援・予算措置を継続

(2) 鐵道事業再構築実施計画期間の延長または次期計画の策定ができる仕組みの創設

- 計画期間が終了しても経営が十分に改善されず、引き続き国や自治体の支援が必要となる場合があるため、計画期間の延長または次期計画の策定ができる仕組みを創設

2. 提案・要望の理由

- (1) 平成 25 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 10 年間、信楽高原鐵道(株)、甲賀市、県は鐵道事業再構築実施計画を策定し、同計画に基づいて上下分離方式へ転換(信楽高原鐵道(株):第二種鐵道事業者 甲賀市:第三種鐵道事業者)するなど、収支均衡を図り、安全・安定した運行を維持。甲賀市は、同計画に基づき、国庫補助金(鐵道軌道安全輸送設備等整備事業等)の優先的な配分等の支援を受けてきた。

同計画期間が令和 4 年度に終了し、それに伴い予算の優先配分の対象外となるため、令和 5 年度以降は地域の負担が増加する見込みであり、信楽高原鐵道の運行維持に支障を来たすおそれがある。

- (2) 鐵道事業再構築実施計画について、計画期間が終了しても経営が十分に改善されず、引き続き国や自治体の支援が必要となる場合がある。特に信楽高原鐵道は、計画期間中にコロナ禍となり、経営努力では対応し切れない状況となっている。

(本県の取組状況と課題)

【信楽高原鐵道の沿革】

- ・昭和62年 信楽高原鐵道株式会社創立（第三セクター方式）、JR信楽線を引き継ぎ信楽高原鐵道開業
- ・平成3年 **列車衝突事故発生**（死者数42名 重軽傷者数614名）
→ **人的・物的・經營的に壊滅的な打撃を受け、それまでの黒字經營から赤字經營に転落**。県を含む全出資者で総額3億3,200万円の資本金増資を引き受け、資金運用益による經營基盤の確立を図った。
- ・平成24年 信楽高原鐵道(株)：県と甲賀市を相手方として特定調停申し立て
調停内容：①被災者補償貸付金の債権放棄（滋賀県：約9億5千万円、甲賀市：約5億3千万円）
②県は、**鐵道事業再構築事業実施のための基金（6億円）を積立**
- ・平成25年3月 **国土交通大臣：鐵道事業再構築実施計画を認定、特定調停成立**
4月 公有民営の上下分離方式による運行開始
9月 **台風18号による被災により全線運休**（バス代行）→平成26年11月に運行再開（令和5年3月31日 鐵道事業再構築実施計画の終了）

【鐵道事業再構築実施計画の概要】

申請者	甲賀市、信楽高原鐵道(株)、 滋賀県	実施期間	平成25年度から令和4年度までの10年間
計画内容	①事業構造の転換【上下分離方式】 （甲賀市：鐵道施設を保有し施設維持管理費用を負担、信楽高原鐵道：列車を運行） ②地域による利用促進策の実施		
実施効果	①信楽高原鐵道における鐵道施設等の維持管理費用の負担軽減 ②地域と連携した積極的な增收施策等の展開による、収支均衡と安全で安定した運行の維持		

【計画に伴う主な取組】

○ 安全な輸送サービスの提供

甲賀市：枕木交換、橋梁塗装、軌道改良、落石防護柵の更新
信楽高原鐵道(株)：旅客輸送業務、鐵道施設等の保守
県：施設整備・保守管理に伴う支援

→ **計画期間中約5.9億円を甲賀市に対して支援**

○ 鐵道の利用促進

- ・NHK朝ドラ「スカーレット」と連携した観光誘客
- ・甲賀忍者をテーマにしたラッピング列車の運行
- ・クラウドファンディングを活用した駅ラッピング
- ・陶製干支切符の販売
- ・アプリを利用した乗車券の販売
- ・ひな祭り列車の運行

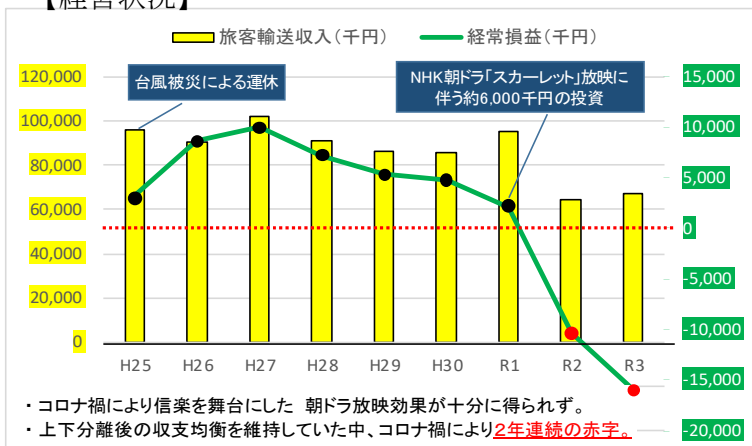


「スカーレット」ラッピング列車



陶製干支切符

【經營状況】



	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数(千人)	425	417	438	314	332
旅客輸送収入(千円)	86,565	85,641	94,978	64,649	67,348
經常損益(千円)	5,358	4,790	2,148	-10,406	-15,906

担当：土木交通部交通戦略課
広域鐵道ネットワーク係
TEL 077-528-3684



近江鉄道線の活性化に向けた取組支援

- 近江鉄道線の活性化再生に向けた利便性向上策や施設・設備整備事業に対する支援の充実および鉄道施設管理団体の運営支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 地域公共交通計画の事業推進に資する支援制度の創設

- 地域鉄道の活性化再生を促進するため、地域公共交通計画に基づき、地域を挙げて実施する利用促進および利便性向上に係る取組に対する支援制度の創設

(2) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算の優先配分および鉄道事業の運営経費に係る補助対象経費の拡充

- 近江鉄道が運営改善期間において実施する施設・設備整備事業に対し、鉄道事業再構築実施計画期間（上下分離後）と同等の事業の優先採択と補助率の適用、および鉄道事業の運営に係る経常的経費（修繕費、人件費等）に対する更なる支援

(3) 第三種鉄道事業者（施設管理団体）の運営および輸送の安全の確保に対する支援制度の創設

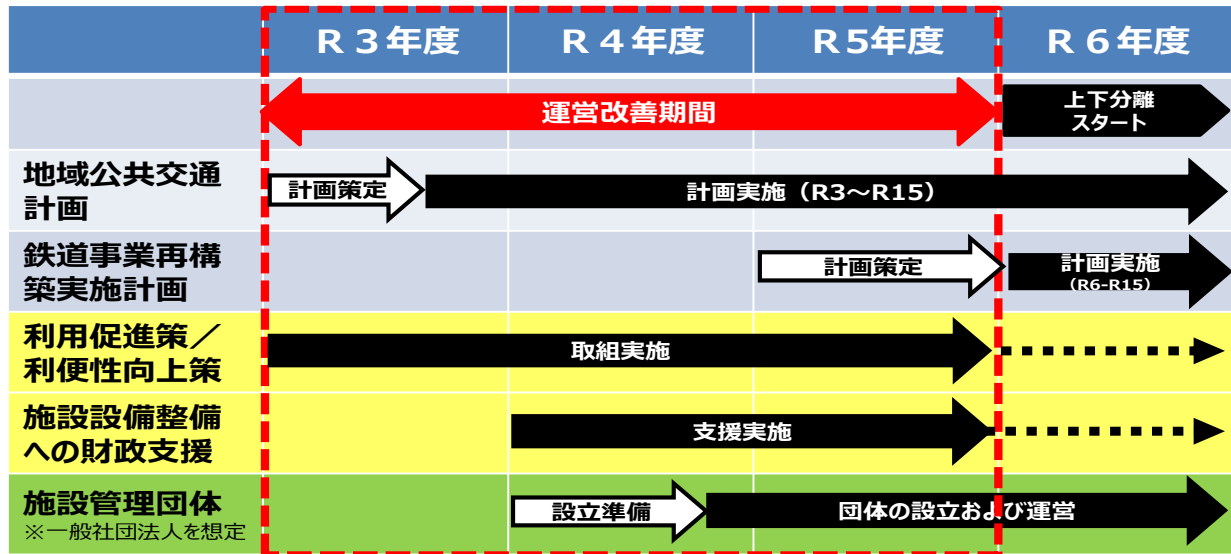
- 沿線の地方公共団体が共同で第三種鉄道事業者として設置する施設管理団体（一般社団法人を想定）の運営に要する経費に対する支援制度の創設
- 輸送の安全を確保し、鉄道施設を適切に保有管理できるよう、事業運営面や技術面に関する指導、助言や必要な人材の派遣、紹介等を行う仕組みの創設
- 施設管理団体が鉄道事業者から鉄道事業資産（土地、建物他）を取得、保有することで課税される登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税に係る非課税制度の創設

2. 提案・要望の理由

- 近江鉄道線は、令和6年度から「公有民営」方式による上下分離へ移行することとしており、令和4年度および令和5年度は運営改善期間として、地域を挙げて利用促進等に係る取組を実施するとともに、鉄道事業者が実施する設備投資や修繕に対し、県および沿線市町は6億4千万円程度／年の財政支援を行うこととしている。
- 令和4年度中に県および沿線市町が共同で第三種鉄道事業者となる鉄道施設管理団体を設立するとともに、輸送の安全の確保を図るため、安全統括管理者を独自に設置する予定であり、上下分離移行に向けて組織体制の整備を進めているところ。
- 令和4年7月「地域モビリティの刷新に関する検討会」の提言に基づき、今後全国で地域鉄道等のあり方を見直す動きが加速化していく中、近江鉄道線の事例は経営破綻の前に上下分離を行い、県と沿線5市5町が協働連携して地域鉄道を支える全国のリーディングモデルとなるものであり、「頑張っている地域」を応援する観点からも、沿線自治体の財政負担をできる限り軽減しつつ、利用促進・利便性向上および施設・設備整備等を着実に推進するためには、国の手厚い支援が必要不可欠。

(本県の取組状況と課題)

【近江鉄道線の「公有民営」方式による上下分離への移行スケジュール】



(1) 地域公共交通計画で定める利便性向上策および利用促進策

令和3年度～令和5年度に重点的に実施予定の施策例

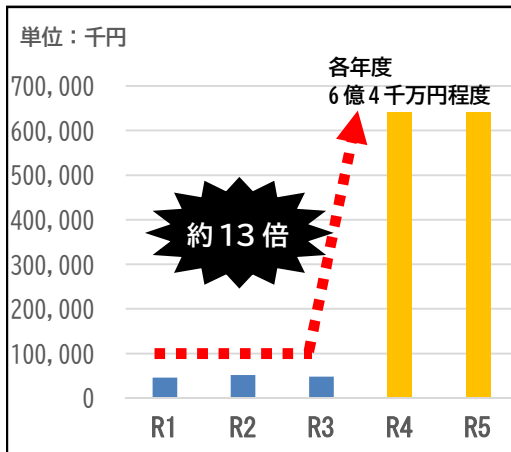
- 通学定期券の購入促進
- キャッシュレス決済の検討・導入
- 各種イベントの実施・展開
- 割引乗車券・企画乗車券の導入
- 交通環境学習、乗り方教室、出前講座等の実施 等



キャッシュレス決済

(2) 県および沿線市町の近江鉄道線に対する財政支援状況等

○ 県および沿線市町の近江鉄道に対する施設設備等整備補助の推移および今後の見込



○ 鉄道施設管理団体に課税される主な諸税

税目	課税額(概算)	備考
登録免許税	5,200万円	登記時
不動産取得税	8,000万円	取得時
固定資産税	9,800万円	毎年度
都市計画税	300万円	毎年度



築造後100年以上経過する橋梁

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室
TEL 077-528-3684



鉄道ネットワークの維持・改善と鉄道駅の バリアフリー化の推進

- 本県の鉄道ネットワークの維持・改善に向けた北陸新幹線開業効果の最大化を図るための取組や、更なる鉄道駅のバリアフリー化整備に対する支援をされたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまで経営分離された「並行在来線」には、整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

- 北陸・中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便、敦賀・米原間のリレー快速の運行開始などにより、アクセスの向上を図ること

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進と確実な予算措置

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加
- バリアフリー化など駅関連施設整備に係る補助金の確実な予算措置

2. 提案・要望の理由

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認



例：九州新幹線
博多・八代間
は鹿児島本線
として存続

- ①これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県で「並行在来線」の事例はない。
- ②大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

- 北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させ、中部圏地域（当県含む）の経済発展につなげるとともに、人口減少や高齢化に伴う課題を抱える県北部地域の振興に資するため、北陸～県北部地域～中京間のアクセスを向上する必要がある。

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- JR湖西線ではすべての駅が高架に設置されているにもかかわらず、利用者数の基準を満たさない等により、20駅中7駅がバリアフリー未対応。更なる高齢化等に対応するためには、利用者数にかかわらず、エレベーター等の設置を積極的に推進することが必要。
- JR石部駅（湖南省市）のバリアフリー設備の整備（令和2～5年度）のため、確実な予算措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

【同趣旨の要望】

- 関西広域連合「北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書」（R3.11）
- 近畿ブロック知事会「国土強靱化及び地方創生・生産性向上に資する高速交通インフラ整備の推進について」（提言）（R3.12）
 - ・ 「北陸新幹線については、(略) 早期に必要な財源を確保すること。あわせて、整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。」

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

(敦賀開業時の課題)

北陸新幹線の金沢 - 敦賀間の運行本数は 48 往復/日と想定されているのに対し、敦賀～米原間は特急「しらさぎ」と各駅停車で計 25 往復/日、米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計 42 往復/日であり、輸送力に差異が発生。

(対策案)

①特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行

②東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり 1 本増(2 本/時⇒3 本/時)

☆ 北陸新幹線の開業効果がより広域に発現し、中部圏経済の発展につながるよう、東海道新幹線米原駅の積極的な活用が必要。

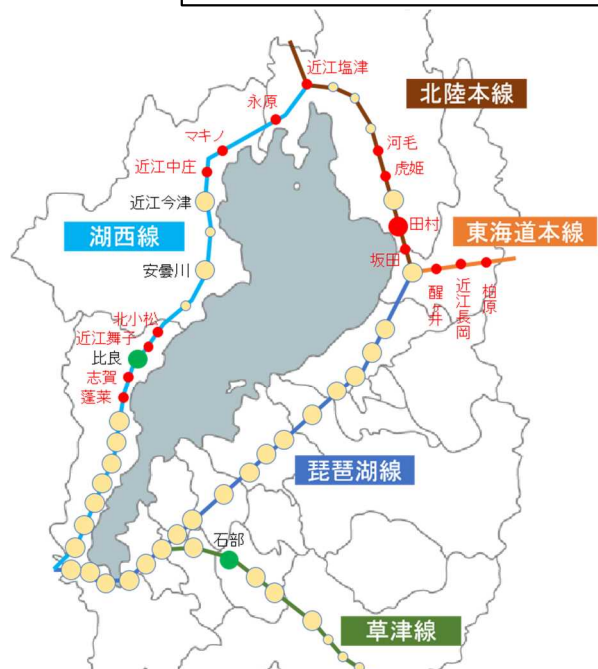
(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進しており、県内 J R 駅は、利用者数 3,000 人以上では全駅が整備済みまたは整備中、2,000 人以上 3,000 人未満では 4 駅中 3 駅が整備済みまたは整備中。
- 一方で、JR 湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらずバリアフリー未対応駅が存在。



J R 湖西線は全線が高架であり、ホームまで建物 3 階半に相当する長い階段を上る必要

	(2,000 人以上)	(2,000 人未満)
バリアフリー化整備済	●	●
バリアフリー化整備中	●	●
バリアフリー化未整備	●	●



担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係
TEL 077-528-3684



産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

【提案・要望先】総務省、財務省、環境省

1. 提案・要望内容

産廃特措法事業完了後も継続して行う安全性確保に必要な取組に係る財政支援の継続

- 産廃特措法事業完了後も引き続き県が実施する安全性確保の取組（モニタリング、水処理等）に係る補助制度の創設・予算の確保、特別交付税措置

2. 提案・要望の理由

(1) 取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（滋賀県栗東市事案）に係る産廃特措法に基づく特定支障除去等事業については、環境大臣の同意を得て策定した実施計画に掲げる目標を達成したうえで、令和4年度末に完了する予定。
- 事業完了後においても場内の廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、周辺住民の安全性確保に向けた継続的な取組（モニタリング、場内浸透水の処理等）が必要。
- 今後も、国と自治体が責任を共有しつつ、連携した取組が必要。
- 同様の事業を全国15自治体19事案で実施しており、全国的に共通の課題。

(2) 国庫補助および特別交付税措置の必要性

- 特定支障除去等事業については、産廃特措法により対策事業費の90%の起債が認められ、その元利償還金の50%について特別交付税措置がなされているが、同法は令和4年度末に失効する予定。
- 特定支障除去等事業完了後のモニタリング・場内浸透水の処理には毎年7,000万円程度の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。
- このため、環境省は、令和5年度以降の取組費用に係る補助制度の創設について予算要求中。引き続き住民の安全を確保するため、当該補助制度の創設・予算の確保および特別交付税による国の財政支援の継続が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の取組状況と今後の予定

【取組状況】

- 令和2年度末に対策工事を完了。
- 周辺住民の安全性の確保に向け、モニタリングや水処理等を継続。

【今後の予定】

産廃特措法事業の完了後（令和5年度以降）も、場内の廃棄物が潜在リスクを有するため、周辺住民の安全性の確保に向けた取組の継続が必要。



現在の旧処分場の様子

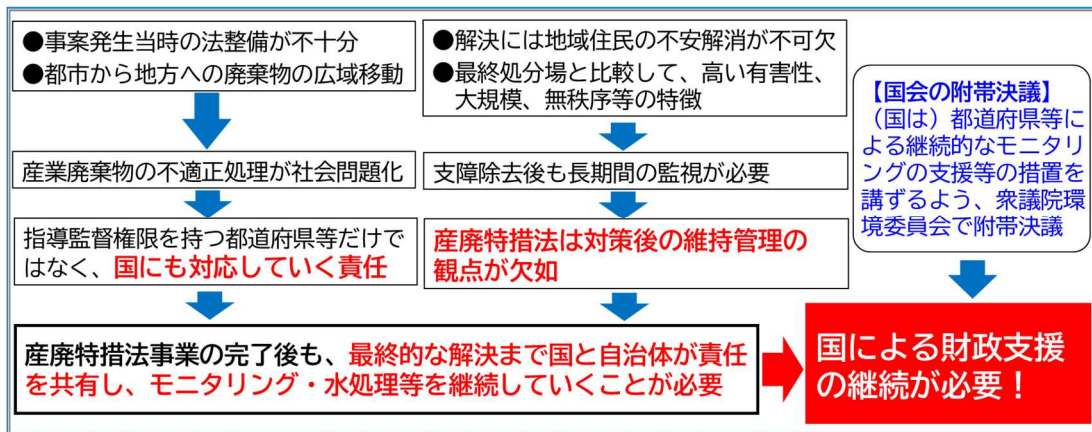
	R 2	R 3	R 4	R 5～R 7	R 8～
工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)	→	→	→	→	→
構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
地元住民等との協議会、跡地利用の検討等	→	→	→	→	→

産廃特措法（R4年度末失効）に基づく事業の実施・国の財政支援

住民との協定書に基づく対策工の有効性確認（R7年度末目途）

旧処分場内廃棄物の安定化

(2) 産廃特措法事案の背景と特殊性



【関係する法令等の内容】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
国は、都道府県等に対し、産業廃棄物の適正処理に必要な措置を講ずるために必要な技術的・財政的援助を与えるよう努めなければならない。（第4条第3項）
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）
都道府県等は、実施計画の策定に当たり環境大臣の同意を得なければならない。（第4条第4項）
- 産廃特措法延長時の衆議院附帯決議（平成24年8月7日 衆議院環境委員会・抜粋）
全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること。

担当：琵琶湖環境部
最終処分場特別対策室
TEL 077-528-3670

情勢の変化に対応する警察活動推進体制の整備

県民一人一人が豊かに暮らせる環境を築くためにも、日々の生活の安全・安心の確保が重要。常に変化する情勢に対応する警察活動推進体制を支援されたい。

【提案・要望先】国家公安委員会、警察庁、総務省

1. 提案・要望内容

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員と警察活動の高度化に向けた装備資機材の充実

- 県民の安全と安心を確保するためにも、警察官の増員措置が必要不可欠
- 捜査など警察活動を効率化・高度化するための装備資機材等の充実が必要不可欠

2. 提案・要望の理由

○ 県民1人あたりの警察官数が少ない

当県の警察官1人あたりの負担人口は622人（全国ワースト3位）であり、「警察刷新に関する緊急提言」における基準（1人あたり500人程度）と大きく乖離。

1人あたりの110番受理件数も全国ワースト3位であり、総数2,282人の規模で、これだけの高負担への対応に苦慮。

○ 県内の厳しい犯罪情勢

令和4年上半期の刑法犯認知件数は3,105件で前年同期比13%増加。サイバ一関係の相談受理件数、検挙件数がともに年々増加するなど、犯罪の増加が顕著。

○ 緊急に対処すべき課題が山積

- (1) 人身安全関連事案への警察の対応が急増する中、事態のエスカレートを未然に防止するための早期介入ができるよう、各警察署への本部支援体制の増強が不可欠。
- (2) サイバ一空間の脅威が高まる中、サイバ一犯罪・サイバ一攻撃への対処能力や社会全体のセキュリティ向上の取組に加え、あらゆる犯罪捜査においてサイバ一捜査力が求められることから、サイバ一セキュリティ対策部門の抜本的強化が不可欠。
- (3) 令和7年の国民スポーツ大会等をはじめ、本県における様々な大規模警備が予定されていることから、これらに向けた警備諸対策の推進体制の構築が不可欠。
- (4) 新名神高速道路の延伸及び6車線化により、高速道路における重大事故抑止や、事故処理等の交通警察活動の強化のための体制構築が不可欠。
- (5) 高度な技術・装備の活用を通じた業務の効率化・高度化による体制強化も重要。

○ 県民の強い要望と極めて高い関心

毎年、各市町から警察官増員要望が寄せられ、県議会でも「警察官増員にかかる意見書」が採択されるなど、警察官増員に関する県民のニーズは極めて高い。

(本県の取組状況と課題)

警察活動の総合的かつ戦略的な抜本強化

【捜査力強化緊急総合プラン】

社会情勢の変化や犯罪の悪質巧妙化に的確に対応し、県民の期待と信頼に応えるため、緊急で取り組むべき事項を総合的に推進する。

- ①捜査支援分析機能の強化
- ②科学捜査力の強化
- ③サイバー犯罪捜査力の強化
- ④初動捜査の強化
- ⑤女性捜査員の増強と若手捜査員の育成
- ⑥捜査員への指導教育の充実
- ⑦捜査活動の指導の強化

【交通安全対策強化プラン

～ + 7 (プラス・セブン) ～】

県内の交通情勢を分析した結果等を踏まえ、従来の総合的な施策に加え、事故発生 of 具体的な要因等に対処するための7つの対策を実施し、交通事故と死傷者の更なる減少を図る。

- ①交通環境整備プラス (点検、更新等)
- ②交通安全教育プラス (対象者に応じた教育)
- ③相談対応プラス (高齢運転者等への対応)
- ④事業者連携プラス (飲酒運転防止等)
- ⑤ボランティアとの協働プラス (シートベルト啓発等)
- ⑥交通指導取締りプラス (生活道路対策等)
- ⑦レッドゾーンプラス (重点地区・地点対策等)

【サイバーセキュリティ消費者保護・経済安全保障推進ネットワーク強化戦略

～ コネクト・ファイブ ～】

- ①消費者との連携(タイムリーな情報発信)
- ②児童・生徒・保護者等との連携(参加体験型サイバーセキュリティ教室の実施)
- ③事業者・研究機関等との連携(ネットワーク構築・セミナー開催)
- ④教育研究機関等との連携(人材育成・技術協力)
- ⑤関係機関等との連携(ホットライン構築)

緊急に特別な体制構築が必要な特殊事情

【予定されている大規模な警衛対策等】

令和7年：第79回国民スポーツ大会
第24回全国障害者スポーツ大会
令和8年：全国高等学校総合体育大会



【新名神高速道路の延伸等に伴う体制整備】

- 約2.5kmの延伸
大津JCT～城陽JCT
 - 約3.3kmの6車線化
大津JCT～亀山西ICT
- [令和6年度共用予定]



一方で...

【県民1人あたりの警察官が少ない】

	県名	人口	警察官 条例定員	人口 負担率
1	埼玉	7,393,849	11,524	641.6
2	千葉	6,322,897	10,100	626.0
3	滋賀	1,418,886	2,282	621.8
4	宮城	2,282,106	3,766	606.0

○「警察刷新に関する緊急提言」(H12)において、“警察官1人あたりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある”と言及。

※ 負担人口500人までには、**551人の増員が必要**。

○ 警察官不足を補うためにも、捜査力を高度化する装備資機材(サイバーセキュリティ対策資機材、鑑識・鑑定システム等)等の充実整備による業務の効率化・高度化は必須。

現行体制の中での対応には限界も...

滋賀県の厳しい治安情勢に迅速かつ適切に対処するため、警察官の増員と装備資機材の充実が必要不可欠

担当：警察本部 警務部 警務課 企画係 TEL 077-522-1231



陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化

- 防衛・警備、大規模災害への対応など地域の安全・安心の確保および地域経済やコミュニティの維持・活性化のため、今津駐屯地の体制強化を図りたい。

【提案・要望先】防衛省

1. 提案・要望内容

今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

- 各種事態への対応、災害発生時の出動、所属隊員、御家族を含めた地域経済やコミュニティの維持・活性化のため、中部方面隊内からの再配置を含め、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

2. 提案・要望の理由

- 平成30年12月に決定された「防衛計画の大綱」および「中期防衛力整備計画」に基づき、令和4年度に第3戦車大隊、令和5年度には第10戦車大隊を改編する方針等が明らかとなり、今津駐屯地の規模は縮減される予定。
- このような中、ロシアによるウクライナ侵略、特に原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、本県に隣接する若狭地域に原子力発電所が立地していることから、原子力災害への備えをより一層強化すべき状況。
また、北朝鮮は、ミサイル発射を繰り返すなど、差し迫った脅威が現に存在。
一方、局地的豪雨、台風、地震などによる自然災害は激甚化、頻発化の傾向。
- 今津駐屯地の規模が縮減された場合、今後の各種事態への対応、原子力災害あるいは自然災害時の出動など地域の安全・安心の確保、さらには規模縮減による地域経済や地域コミュニティへの深刻な影響を危惧。

(本県の取組状況と課題)

(1) 今津駐屯地との緊密な連携

○ 各種事態、災害等への対応力の強化

- ・ 滋賀県国民保護共同図上訓練
- ・ 滋賀県原子力防災訓練
- ・ 滋賀県総合防災訓練
- ・ 滋賀県職員現地研修 (今津駐屯地)



滋賀県国民保護共同図上訓練
(令和3年度)



滋賀県原子力防災訓練
(令和3年度)

○ 災害派遣 (過去10年間)

	災害派遣名	時期
1	高島市の降雪に伴う雪害派遣	平成24年2月
2	行方不明人員捜索(赤坂山)	平成25年5月
3	高島市宮野地区での救助活動(台風18号)	平成25年9月
4	新型コロナウイルス感染症に係る輸送、教育支援	令和2年4月、5月



高島市宮野地区での救助活動



新型コロナウイルス感染症に係る輸送、教育支援

(2) 県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

○ 滋賀県知事

- ・ 防衛大臣宛 (平成30年11月28日)
「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める要望書」
- ・ 防衛省宛 (令和3年6月3日)
「令和4年度に向けた政策提案・要望書 (陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化)」
- ・ 防衛省宛 (令和4年5月17日)
「令和5年度に向けた政策提案・要望書 (陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化)」

○ 滋賀県議会

内閣総理大臣、防衛大臣宛 (平成30年8月9日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

(3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかかわり

- ・ 自衛隊フェスタ 50・70in 滋賀高島
- ・ 地域行事支援等民生支援活動
- ・ 饗庭野演習場周辺地域連絡会 等



自衛隊フェスタ 50・70in
滋賀高島 (令和4年度)



長浜曳山祭り支援
(令和4年度)

担当：知事公室防災危機管理局危機管理室
TEL 077-528-3441

2050年CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO₂ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進と、自治体における脱炭素の基盤整備に係る対応について願います。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

地域における脱炭素化の促進

- 地方における脱炭素の取り組みに対する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の確保・充実による積極的な財政支援

2. 提案・要望の理由

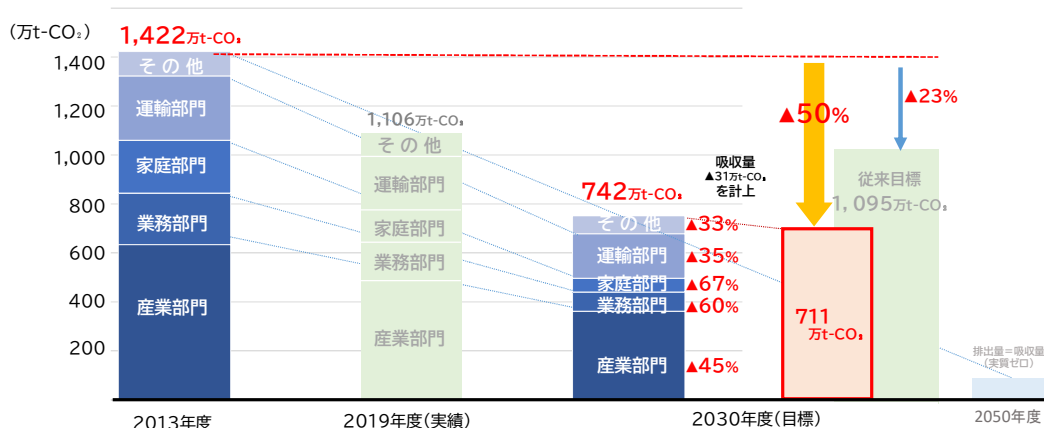
地域における脱炭素化の促進

- 今般の電力需給ひっ迫で明らかとなったように、エネルギー自給率が極めて低い我が国においては、現行の集中型電力システムは課題が多く、電力の安定供給に向けて、再生エネルギーを主体とした分散型電力システムに一定割合を早期の移行が重要
- 分散型電力システムの進展に向けては、地方における電力の地産地消を行う仕組みづくり、いわゆる脱炭素地域の展開・拡大が必要不可欠
- 本県においても脱炭素先行地域に米原市が選定されたことが契機となり、市町や企業、関係機関等の中で、第2、第3の脱炭素先行地域に向けた活発かつ具体的な議論が進められており、脱炭素先行地域を目指す多くの自治体のプロジェクトを実現させるため、「脱炭素先行地域づくり事業」の予算の確保・充実が必要
- 併せて、公共施設や一般家庭の住居等における自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など脱炭素の基盤となる再エネ・省エネの取組についても加速化を図る必要があり、複数の県内の自治体において検討が進められているところ
- このため、「重点対策加速化事業」にかかる来年度予算についても確保・充実が必要

(本県の取組状況と課題)

地域における脱炭素化の促進

- 令和4年3月に策定した「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」において、2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で「50%削減」という野心的な目標を設定。



第3章 方針と目標

- 脱炭素先行地域に係る自治体の状況

第1回 採択 (令和4年4月)

米原市: 農山村の脱炭素化と地域活性 ～米原市「ECO VILLAGE 構想」～

第2回 提案済 (令和4年8月)

A市: 官民連携の脱炭素化に向けた取組を通して地域循環共生圏の実現とSDGsに貢献

次回以降提案検討中

大津市: 再生可能エネルギーの創出と市街地における省エネ推進を組み合わせる「大津市脱炭素先行地域」(脱炭素先行地域に向けた協働事業者を公募)

- 県庁率先行動計画 (CO₂ネットゼロ・オフィス滋賀) を定め、2030年の県庁の温室効果ガス排出量の削減目標を2014年度比で「50%削減」することを明記。

今年の5月に国内で初めて発行したサステナビリティ・リンク・ボンドにおいてSPT (ESG目標) に設定



取組項目	削減量の目安
施設・設備の省エネ化	5,997 t-CO ₂
照明のLED化	2,567 t-CO ₂
次世代自動車等の導入	114 t-CO ₂
太陽光発電設備の導入	325 t-CO ₂
排出係数の低い電力の調達	14,986 t-CO ₂
購入電力のRE100化	24,149 t-CO ₂

担当: 総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課
TEL 077-528-3493

持続可能な地方税財政基盤の確立

- 必要な行政サービスを提供し続けるためには、必要な財政需要に適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいく必要がある。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】内閣府・総務省・環境省

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減
- 地方創生臨時交付金の算定方法見直し

(2) CO₂ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 炭素税の導入にあたり地方配分を行うなど、国の2050年カーボンニュートラルに向けた地方の対応策の状況を踏まえた地方税財源の確保・充実
- 公共用および公用施設における省エネルギーの推進に係る地方財政措置の充実

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
 - ・ 応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
 - ・ デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等、地方交付税総額の確保・充実が必要
- 特に、臨時費目については、その全てについて延長が必要
- また、令和5年度から施行される地方公務員の定年引上げに当たり、地方の財政負担については、適切な地方財政措置が必要
- 地方創生臨時交付金のうち「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」について、自治体における電力・ガス・食料品等価格高騰の状況に関係のない、3回目・4回目ワクチン接種率といった指標による算定方法の見直しが必要

(2) CO₂ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 2050年カーボンニュートラルに向けて、国全体での取組が必要な中で、地方においても対応が必要
- 地方において発生する追加の需要を的確に反映した上で、現在検討中の炭素税の導入に当たって適切に地方へ配分するなど、税財源の確保・充実が必要
- 公共用および公用施設の省エネ化を推進するため、新設・建替えに対する地方財政措置の充実が必要

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 社会保障関係費の増嵩、公共施設等の老朽化や国土強靱化への対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。
- 少子化や人口減少、地域社会の維持再生、地方のDXの推進など、様々な行政課題は継続して存在していることから、臨時費目については、引き続き、財政上の措置が必要である。
- 特に、「地域デジタル社会推進費」については、令和4年度を期限とされているところであるが、令和7年度までを計画年度とする総務省の「自治体DX推進計画」に基づき、本県も令和4年度を始期とする「滋賀県DX推進戦略」を策定し集中的に取り組むこととしていることから、継続が必要である。
- また、令和5年度から施行される地方公務員の定年引上げに当たり、地方の財政負担が生じることをないよう、適切な地方財政措置が必要である。

(2) CO₂ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 国で2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しているが、本県でも、「CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し、2030年度に温室効果ガスを2013年度から50%削減することを目指している。
- 令和4年度の普通交付税の包括算定経費の算定において、事業者・住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費を新たに措置いただいたところであるが、本県の令和4年度当初予算では、約64億円の所要経費を計上している。
- こういった地方の需要に的確に対応するためには、現在検討中の炭素税の導入の際は、適切に地方に配分する等により、地方税財源の確保・充実が不可欠。
- なお、炭素税の導入により、既存税制が見直される場合には、地方税収への影響にも配慮が必要。
- 県が率先して公共施設等のZEB化や高効率機器の導入などによる省エネ化を推進していくにあたり、新設・建替えにおける脱炭素化に資する部分を対象とする新たな地方財政措置が必要。

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容：フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容：新型コロナウイルス感染症により、電子商取引等は拡大が続くと見込まれる。新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること。

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182／3237
総合企画部DX推進課地域DX連携推進室/企画調整課 TEL 077-528-3380／3313
(2) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182／3237
総務部行政経営推進課経営企画係 TEL 077-528-3290
総合企画部CO₂ネットゼロ推進課計画調整係 TEL 077-528-3493
(3) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211